

## 平成26年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年3月3日(平成26年2月19日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成26年3月3日(月) 午前9時30分  
散会 午後3時48分

### 4. 応招議員

| 議席   | 氏 名    | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 大和 磨美  | 2 番  | 瀧田 均  | 3 番  | 平野 一成 | 5 番  | 和田 文雄 |
| 6 番  | 宮田 博   | 7 番  | 漆谷 光夫 | 8 番  | 大屋 光宏 | 9 番  | 中村 昌史 |
| 10 番 | 日野原 利郎 | 11 番 | 清水 優文 | 12 番 | 辰田 直久 | 13 番 | 亀山 和巳 |
| 14 番 | 石橋 純二  | 15 番 | 三上 徹  | 16 番 | 山中 康樹 |      |       |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

| 議席   | 氏 名    | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 大和 磨美  | 2 番  | 瀧田 均  | 3 番  | 平野 一成 | 5 番  | 和田 文雄 |
| 6 番  | 宮田 博   | 7 番  | 漆谷 光夫 | 8 番  | 大屋 光宏 | 9 番  | 中村 昌史 |
| 10 番 | 日野原 利郎 | 11 番 | 清水 優文 | 12 番 | 辰田 直久 | 13 番 | 亀山 和巳 |
| 14 番 | 石橋 純二  | 15 番 | 三上 徹  | 16 番 | 山中 康樹 |      |       |

7. 欠席議員 なし

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
|    |     |    |     |    |     |    |     |

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名    | 氏 名   | 職 名    | 氏 名   | 職 名    | 氏 名   |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 町 長    | 石橋 良治 | 副町長    | 桑野 修  | 総務課長   | 藤間 修  |
| 危機管理課長 | 細貝 芳弘 | 定住促進課長 | 原 修   | 企画財政課長 | 日高 輝和 |
| 情報推進課長 | 小林 雅博 | 町民課長   | 服部 導士 | 税務課長   | 上田 洋文 |
| 福祉課長   | 飛弾 智徳 | 農林振興課長 | 植田 弘和 | 商工観光課長 | 日高 始  |
| 建設課長   | 土崎 由文 | 水道課長   | 朝田 誠司 | 保健課長   | 日高 誠  |
| 会計管理者  | 安原 賢二 | 瑞穂支所長  | 川信 学  | 羽須美支所長 | 加藤 幸造 |
| 教育委員長  | 河野 義則 | 教育長    | 土居 達也 | 学校教育課長 | 田中 節也 |
| 生涯学習課長 | 能美 恭志 | 農業委員会長 | 田中 正規 | 監査委員   | 實田 譲  |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席  | 氏 名   | 議席   | 氏 名   |
|-----|-------|------|-------|
| 8 番 | 大屋 光宏 | 11 番 | 清水 優文 |

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成26年第2回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成26年3月3日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 例月現金出納検査結果報告について

報告第2号 平成25年度定期監査報告について

報告第3号 専決処分の報告について

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 議案の上程、説明

議案第8号 指定管理者の指定について (くるみ学園)

議案第9号 指定管理者の指定について (くるみ邑美園)

議案第10号 指定管理者の指定について (石見デイサービスセンター、瑞穂東  
デイサービスセンター)

議案第11号 指定管理者の指定について (高齢者ふれあいプラザ)

議案第12号 指定管理者の指定について (高齢者生活福祉センター)

議案第13号 指定管理者の指定について (知恵工房、ねんりん工房)

議案第14号 指定管理者の指定について (高齢者生きがい活動センター)

|           |                                          |                              |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------|
| 議案第 1 5 号 | 指定管理者の指定について                             | (福祉用具リサイクルセンター)              |
| 議案第 1 6 号 | 指定管理者の指定について                             | (いわみ西保育所、東保育所、日貫保育所)         |
| 議案第 1 7 号 | 指定管理者の指定について                             | (はあもにい하우스、ハートフルみずほ、ぐるーぷリビング) |
| 議案第 1 8 号 | 指定管理者の指定について                             | (瑞穂西デイサービスセンター)              |
| 議案第 1 9 号 | 指定管理者の指定について                             | (邑南町青少年旅行村)                  |
| 議案第 2 0 号 | 指定管理者の指定について                             | (久喜林間学舎)                     |
| 議案第 2 1 号 | 指定管理者の指定について                             | (ほたるの館)                      |
| 議案第 2 2 号 | 指定管理者の指定について                             | (はすみ交流センター、はすみ温水プール)         |
| 議案第 2 3 号 | 指定管理者の指定について                             | (邑南町農作業準備休憩施設)               |
| 議案第 2 4 号 | 指定管理者の指定について                             | (邑南町婦人若者等活動促進施設)             |
| 議案第 2 5 号 | 指定管理者の指定について                             | (邑南町猪肉加工場)                   |
| 議案第 2 6 号 | 指定管理者の指定について                             | (邑南町ふれあい体験農園)                |
| 議案第 2 7 号 | 邑南町課設置条例の一部改正について                        |                              |
| 議案第 2 8 号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について            |                              |
| 議案第 2 9 号 | 邑南町表彰条例の一部改正について                         |                              |
| 議案第 3 0 号 | 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について    |                              |
| 議案第 3 1 号 | 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について    |                              |
| 議案第 3 2 号 | 邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正について                 |                              |
| 議案第 3 3 号 | 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |                              |
| 議案第 3 4 号 | 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について                    |                              |

- 議案第 3 5 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 邑南町観光案内所条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 邑南町溜池施設条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 邑南町消防団条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 邑南町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 邑南町地域資源活用技術習得施設条例の制定について
- 議案第 4 3 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について
- 議案第 4 4 号 市町村建設計画の一部変更について
- 議案第 4 5 号 町道路線の廃止について
- 議案第 4 6 号 町道路線の認定について
- 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度邑南町一般会計補正予算第 8 号について
- 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について

議案第 56 号 平成 26 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 57 号 平成 26 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計予算について

議案第 58 号 平成 26 年度 邑南町 下水道事業特別会計予算について

議案第 59 号 平成 26 年度 邑南町 電気通信事業特別会計予算について

#### 日程第 9 請願文書表

請願第 1 号 邑南町男女共同参画推進の町（仮称）宣言に関する請願

請願第 2 号 「高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書」の採択を求める請願

請願第 3 号 「T P P 交渉からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願

## 平成26年第2回邑南町議会定例会(第1日目)口述書

平成26年3月3日(月)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成25年第2回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹)(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番大屋議員、11番清水議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、3月3日から3月13日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月3日から3月13日までの11日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 町長施政方針

- 議長(山中康樹) 日程第3、町長施政方針。これより、町長施政方針を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) ちょっとあの喉を痛めておりまして、聞き苦しいことがあるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。平成26年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と主要な施策について申しあげ、町民の皆様をはじめ議会の皆様方のご理解とご協力をお願い申しあげたいと存じます。国の経済見通しによりますと、平成26年度の我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、平成26年度の経済財政運営の基本的態度に示された施策の推進等により、年度を通してみれば前年度に引き続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。物価については、前年度より上昇が高まり、消費者物価は3.2%程度、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続く改善を伴いながらデフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。この結果、平成26年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度、名目成長率は3.3%程度と見込まれる。なお、先行きのリスクとし

ては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等に留意する必要がある。さらに最近の景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくため、日本再興戦略の実行を加速強化する。産業競争力強化法、国家戦略特別区域法、の積極的活用や政策資源の重点配分などにより、同戦略に盛り込まれた3つのアクションプランを強力に推進することで、日本経済の成長力を強化する。とされております。これらのことを踏まえた平成26年度の地方財政につきましては、昨年同様に通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づき定める中期財政フレームに沿って、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の地方の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保されております。このような状況を踏まえ、本町の平成26年度の予算編成にあたっては、厳しい財政状況ではありますが、新年度に向けてまず、昨年の邑南町8.24豪雨災害の災害復旧を迅速に推し進めることを第一としております。そして昨年に引き続き、一つに、一人一人が日本一の子育て村づくりに参加し、誇りと生きがいを実感すると同時にさらなる若者定住を、二つ目に、所得の向上、三つ目に、健康づくり、体力づくりで生涯現役、四つ目に安心安全のまちづくりのさらなる推進を掲げ、住みよい町づくりに重点をおいて、町民の皆様方のご要望にできる限りお応えできるよう配慮しております。また、ここ数年財政事情を勘案して、臨時的に特別職の給与について減額していましたが、このたび、その減額をもう一年継続させていただくことにいたしました。具体的な内容でございますが、まず、機構改革について申し上げます。現在、町で行っておりますケーブルテレビの番組制作等を、新年度より一般社団法人おおなんケーブルテレビに委託することといたしましたので、情報推進課をなくし、情報関連の業務を総務課に移すこととした、課設置条例の一部改正を本定例会でお願いすることにしております。次に、合併10周年記念式典等について申し上げます。平成16年10月1日の合併で邑南町が誕生してから10年を迎えますので、合併10周年記念式典等を計画しております。予定としましては、11月1日に記念式典等を行い、11月2日に町民をあげてのイベントを行いたいと考えております。さだまさしさん作の邑南町のイメージソングの披露や、邑南町のカルタ、また邑南町のゆるキャラ作成発表等に加え、町民の方々の日頃の活動の発表や、地産地消テント村等を考えておりますので、皆様是非ご参加をいただきたいと思います。次に、邑南町行財政改善審議会について申し上げます。現在、合併算定替えにより計算され交付を受けております地方交付税交付金が、合併後10年を過ぎますと、その後、5年をかけて減額が行われることになっております。現在の予測では、平成32年には約8億円の減額が予想されておりますので、これに対応するため行財政改善審議会を立ち上げ、対策を協議していきたいと考えております。平成17年に審議会を開催し、行財政全般にわたり見直しをした実績がございますが、今回も同様に進めてまいりたいと考えております。次に、危機管理関係について申し上げます。昨年は、昭和58年災害からちょうど30年の節目の年に当たり、警戒はしていたものの、大変残念なことに8月24日、9月4日と豪雨災害に見舞われ、災害の恐ろしさと、備えの大切さを考えさせられた年となりました。改めて、町の防災力を高めていかなければならないと考えているところです。特に、日貫地域では、昭和58年の豪雨災害の経験を踏まえ、早めの避難で難を逃れた方もおられました。30年前の豪雨災害の経験が活かされ

た事例でございます。今回の災害は、ケーブルテレビなどにより、多くの町民が被災の状況を共有されました。しかしながら、人の意識も時間とともに薄れてくると言われています。正に災害は、忘れた頃に来ると言われるゆえんでございます。今回の災害を忘れず、安全安心のまちづくりの方策の一つとして、町民の皆様に防災について考えていただく機会として、この8月24日という日を記憶に留めることは、大いに意義のあることと考えているところです。このため、この日を防災の日として制定することについて大いに議論を頂き、出来れば今定例会の中で、邑南町民防災の日として制定頂ければと願っています。次に、昨年12月に消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律が制定されました。これには、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることで、住民の安全の確保に資するとされています。具体的には、消防団員の報酬や、出動手当などの処遇の改善や、消防団の装備の改善、そして教育訓練の改善や、これを受ける機会の充実、そして消防団員の安全の確保等を求めています。このことにつきましては、本定例会において、関係条例や当初予算案でお示し、ご審議いただくよう考えていますのでよろしくお願い申し上げます。防災体制の充実に関しては、災害対策の本部体制の充実強化を図るとともに、自主防災組織のさらなる充実促進や、防災士の養成を進めてまいります。また、災害時の緊急非常食確保のための備蓄や資機材について、計画的に整備をしていくこととしています。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。平成26年度の矢上高校入学志願者数は、定員120人に対し70人と目標値を大きく下回ったため、平成26年度は1学年3学級維持に向け、全力で生徒確保に取り組んでまいります。具体策としては、生徒確保のために専任職員を配置することや、部活動支援などの矢上高校教育支援補助金の増額、産業技術科の特色を生かした生徒確保策の推進などでございます。専任職員は矢上高校の教員等と連携し、学校魅力化事業の推進を図るとともに、町内外への積極的な訪問PRを実施いたします。次に、生活交通確保対策について申し上げます。町の基幹路線であるおおなんバス邑南川本線は、利用者からの要望により、4月1日から矢上駅邑南町役場間を延長して運行いたします。これにより、邑智病院への通院のあとの買い物や、役場への移動が容易となり、生活の利便性が高まると期待しております。次に、日本一の子育て村推進施策について申し上げます。子育て支援事業の利用者や、定住対策への協力者に対して、町内の商店などで使用できる買い物カードへのポイント付与制度を新設します。これは昨年新設した、日本一の子育て村推進本部会議において提言を受けた新規施策で、子育て支援事業については、町内2カ所に開設している病児保育事業や、一時預かり事業の有料サービスのほか、子育て支援センターが実施している子育てサロンや、保健課で行っている両親学級、離乳食教室などの無料サービス、さらには乳児検診などの検診時にポイントを付与します。定住対策についても、空き家物件の確保や移住者の相談支援に協力いただける方を選任し、定住につながれば、実績に応じて子育て支援と同様にポイントを付与したいと考えております。ポイントを付与するのは、邑南町内の約70店舗で利用できるおおなんさくらカードで、サービス毎に10ポイントから20ポイントを付与する計画としており、必要な経費を新年度予算案に計上しております。これらの新規施策を、町商工会との共同事業により拡充して、地域で子育ての機運を高め、若年人口の確保並びに移住者支援を通じて、日本一の子育て村を目指して参りたいと考えております。次に、邑南町地域コミュニティ再生事業について申し上げます。平成25年度から、井原地区の井原つなが

るプロジェクトが事業を始められ、口羽地区の口羽地区振興協議会、日貫地区の日貫地区活性協議会、出羽地区の出羽自治会、布施地区の元気はつらつプロジェクトの計5地区で事業実施中ではありますが、平成26年度から、新規に矢上地区が事業を開始する予定でございます。次に、建築後35年以上経過した「いこいの村しまね」の耐震補強及び改修工事について申し上げます。平成25年度に施設の耐震補強設計及び改修等の設計を行い、平成26年度に施設の耐震補強工事と付随する改修工事、老朽施設部分の修繕工事、更に水漏れが激しかった浴室棟については、別の場所に3階建ての増築工事を行います。その、増築する浴場棟の3階部分には、宿泊客のニーズに対応した洋室を建築し、施設の魅力を高め集客増を図ります。次に、地域おこし協力隊について申し上げます。3月1日現在で、耕すシェフ研修制度で3名、地域クリエイター研修制度で2名、耕すあきんど研修制度で1名の、合わせて6名を地域おこし協力隊として委嘱しております。これに加えてすでに数名の採用が決定しており、平成26年度に向けても引き続きさらなる制度の充実を目指して、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。次に、食の学校について申し上げます。A級グルメを基盤とする食と農のさらなる発展を目指して、昨年10月に邑南町食の学校プロジェクト推進協議会という組織を立ち上げ、食の学校の事業内容、運営方法等についていろいろとご協議いただいております。食の学校では、食農教育、食育、6次産業化の推進を図る中で、伝統、加工技術、素材知識の習得、新商品の開発などをめざし、今後も邑南町食の学校プロジェクト推進協議会と協議、連携を図りながら、食の学校の有意義な活用に向け努力をしてまいりたいと考えております。次に、中小企業者及び起業者の支援について申し上げます。町としては、従来から島根県の地域商業活性化事業という助成制度を活用し、中小企業者に対する支援を行っていましたが、26年度から、さらにこれに加えて、町として新たな助成事業として、農林商工チャレンジ支援事業を創設し、チャレンジ意欲のある中小企業者の支援を行っていくことといたしました。具体的には、新商品開発、販路開拓、事業の共同化や、協業化などを目指して積極的に取り組んでいこうとする中小企業者等を支援していくというもので、これにより町内中小企業者の活性化を図りたいと考えております。次に、農林業振興について申し上げます。昨年8月24日に発生した豪雨災害により、本町の農地及び農業用施設は甚大な被害を受けたところでありますが、現在では復旧工事の発注ができるところまでまいりました。これまでは、平成26年産米の作付計画のとりまとめが、スケジュールどおりにできるのかどうか心配をしていましたが、水稻農家の皆さんや需給調整推進委員の皆様のご協力をいただき、作付可能面積をとりまとめたところ、1,039ヘクタール程度の作付は可能であるとの集計がまとまりました。平成26年産米の島根県から邑南町への配分は1,061ヘクタールでしたので、作付可能面積との差を県内での調整に出すという措置をしたところでございます。次に、新たな農業・農村政策についてでございます。今、日本の農業は高齢化と耕作放棄地の拡大が課題となっており、構造改革の必要性が叫ばれております。このため国においては、農業を足腰の強い産業にし、農業農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための施策として農林水産業地域の活力創造プランを策定されました。具体的には、農地中間管理機構の創設、2つ目には経営所得安定対策の見直し、3つ目に水田フル活用と米政策の見直し、4つ目に日本型直接支払制度の創設といった4本の柱がございまして、来年度から着手されることとなりました。詳細につきましては、関係の農家の皆さんや集落の代表

の方々への説明会をきいて、お伝えしていきたいと考えております。次に、アグリサポートおーなんの法人化についてでございます。農作業の受託組織として、飼料用稲の刈り取り作業を主な事業にスタートしたアグリサポートおーなんですが、耕種農家、畜産農家の皆様のご理解とご協力によりまして、平成25年度では60ヘクタールに近い面積の作業を受託するまでになり、水稻の生産調整においては重要な位置を占めるまでに拡大をまいりました。今後も、作業が安定的に継続できるよう、専門家の意見もいただきながら検討会を開催し、平成26年度から一般社団法人として再スタートする方向性を固めました。今後は、コントラクターとしての機能だけではなく、邑南町の農業振興の一翼を担う組織となって活動できるよう、支援を続けてまいりたいと考えております。次に、林業振興について申し上げます。これまで、林業を取り巻く環境は、供給側には林業従事者の高齢化、後継者不足といった課題があり、需要側には多様な建築方法や建築資材の普及による、国産材の利用の低迷といった状況がありました。しかしながら、最近発表された統計情報の中には、住宅着工件数や木材の需要量が上向いてきたといったものもありますので、これを消費税率引き上げ前の駆け込み需要と片付けてしまうのではなく、環境問題、国土保全、健康意識の高まりの兆候ととらえて、公共建築物の木造化推進と民間への波及、木質バイオマスエネルギー利用の普及促進に一層取り組んで参りたいと考えております。また、林業費予算につきましては、ここ数年、年度当初の配分がなかなか見込めず、年度中途での増額補正という状況が続いておりました。しかしながら、平成26年度の林野庁関連予算を見ますと、平成25年度補正予算と合わせ積極的な予算編成となっておりますので、邑南町としても年度当初からの取り組みができる体制を準備していきたいと考えております。次に、おおなんケーブルテレビについて申し上げます。平成26年度より一般社団法人おおなんケーブルテレビがスタートいたします。町としては、これまで行ってきた業務から、より専門性の高い番組制作や機器修繕等の業務を、おおなんケーブルテレビに業務委託することになりますが、施設全体の管理や加入者管理、料金徴収などの業務は引き続き町が行いますので、加入者の皆様方には現状のままご利用いただくことができます。おおなんケーブルテレビは、今年3月末で開局4年目を終了することになります。現在の加入状況は、テレビサービスが4,431件、インターネットサービスは1,728件、加入者総数4,813件で、世帯加入率95.9%となっており、県下でもトップクラスの加入率となっております。本年度は5年目になりますので、自主放送番組はより充実した情報提供ができるよう、また各種サービスにおきましても多くの皆様に喜んでいただけるよう心がけてまいります。次に、携帯電話の通話状況について申し上げます。町内の携帯電話の通信環境につきましては、毎年通話エリアの改善が図られ、ほとんどの地域で通話可能になってまいりましたが、依然として全く携帯電話の使えない地域も数集落存在いたします。この通話環境の整備には、通信事業者の理解と協力が不可欠でありますので、今後とも該当地域の皆様と共に、通話エリアの拡大を求めてまいりたいと考えております。次に、保健事業について申し上げます。各種健康づくり事業につきましては、平成26年度も、第2次健康増進計画に基づき、医療費増加の一因となっている生活習慣病予防対策として、40代から60代の壮年期の方に対して、年代や目的を絞った予防のための各種教室を充実していきたいと考えております。また、住民主体の地区ごとの健康づくりを推進するために、地区担当保健師を中心に、地区の実態把握や課題の抽出、地域で

健康づくり活動を展開するための基盤づくりに真剣に取り組むことにしております。各種がん検診につきましては、平成26年度も第2次がん対策推進計画に基づき、国の無料クーポン券事業等を取り入れ、引き続き、受診率の向上、がんの早期発見を目指し、各種がん検診を実施してまいります。平成26年度の新規事業としまして、医療保険が適用されず医療費が高額である、特定不妊治療費の助成を行うこととしております。平成23年度から実施、助成しています一般不妊治療では、全ての夫婦が妊娠に至るわけではなく、高度生殖医療である特定不妊治療を受けて、妊娠されるケースがあるのが現状でございます。特定不妊治療は、医療保険が適用されないため、島根県の助成制度があるものの自己負担が高額であることから、その経済的な負担を軽減することにより、不妊治療の機会の拡大を図り、子どもを産み育てる環境の充実を図るものでございます。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきましては、これまで保険財政が大変厳しい状況にあったことから、一般会計からの財政支援や、基金の取り崩しを行いながら、国保税率を上げさせていただいておりました。しかしながら、平成24年度の実績から、医療費が減少傾向に転じており、それを反映し平成25年度には医療費分の国保税率そのものを下げさせていただきました。この医療費の減少傾向につきましては、平成25年度に入り、4月診療分で一時的に高くなりましたが、6月以降減少傾向が続いており、平成26年度の医療費推計に反映しましたところ、わずかながら減少傾向が見込まれますが、金額としては国保税の算定に影響するほどの額ではございませんでした。一方、国保税の現状をみますと、被保険者数が減少している反面、課税標準額が増加しており、応能、応益の割合が更にひらくことが考えられますので、今回、医療費分の所得割の税率を若干下げ、調整することといたしました。この税率改正による影響でございますが、被保険者一人当たりの調定額で、課税標準額の上昇を見込んだ場合0.71%の減となりますが、課税標準額を昨年度と同額とした場合概ね3.7%の減となります。平成26年度当初予算につきましては、こうしたことを踏まえ計上させていただいております。改善の傾向が見えるものの、未だ多くの一般会計繰入金と、基金の取り崩しによる補てんを必要とする状況に変わりはありませんので、引き続き運営には細心の注意を払っていきたいと思っております。今定例会には、申しあげました平成26年度当初予算と、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を提案しておりますのでよろしくお願いいたします。なお、邑南町国民健康保険税条例の一部改正は国保税の税率改正を内容としておりますが、この保険税率の最終決定につきましては、7月の本算定での決定となります。医療費の今後の動向などを見極め、適切な対応を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。次に、後期高齢者保険料について申し上げます。後期高齢者保険料につきましては、平成26年度が改定の年となっており、島根県後期高齢者医療広域連合では先般、平成26、27年度で使用します税率が決定いたしました。まず均等割でございますが、1千920円増の4万3千440円に、所得割につきましては0.12%増の8.53%にそれぞれ改定されました。この改定による影響ですが、一人当たりの保険料は2.4%増の4万9千224円が試算されています。その他、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正を受けまして、賦課限度額が2万円増の57万円に引き上げられ、一方、低所得者に対する軽減が見直され、5割と2割を軽減する基準の緩和により軽減対象が拡大をされました。次に、子育て支援について申し上げます。子育て支援につきましては、

ニーズ調査結果を反映させるなど、平成27年度から実施される子ども子育て新制度に対応して、日本一の子育て村推進会議において議論を進め、今年秋までに支援事業計画の大枠を策定して参ります。次に、高齢者福祉について申し上げます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んで参ります。特に、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者がさらに増加する見込みであることから認知症対策と、要支援、要介護状態にならないよう介護予防事業に重点をおいて取り組みます。また、国の介護保険制度改革の内容を踏まえ関係機関と十分協議し、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に取り組んで参ります。次に、上下水道事業について申し上げます。簡易水道事業でございますが、統合簡易水道整備事業により遠方監視制御設備設置工事を、基幹改良事業により矢上簡易水道及び瑞穂西簡易水道の老朽管の布設替え工事を実施します。さらに、簡易水道事業につきましては、平成29年度から地方公営企業法の適用を受ける上水道事業に移行します。このため、法適化に向けての準備作業を進める必要があります。平成26年度においては資産の調査、評価に取り組みます。また、企業会計導入のための会計システム等の整備を図り、外部専門家の助言等も求めながら、適切に法適用企業に移行できるよう作業を進めてまいります。次に、下水道事業でございますが、浄化槽市町村整備推進事業により、20基の合併処理浄化槽設置工事を予定しております。公共下水道につきましては、処理場が供用開始後15年を迎えることから、今後の施設の適切な維持と設備を更新してまいります。あ、設備更新を行うため、失礼しました、下水道長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。次に、建設関係の事業について申し上げます。まず、災害復旧事業についてでございますが、25年度からの繰越事業、26年度事業を合わせて工事を進めてまいります。26年度の国庫補助金の割当要望は、農地農業用施設災害、公共土木施設災害とも、25年度割当残の5割相当を要望する予定でございます。国庫補助災害につきましては、被災箇所数、被災規模を考慮しまして、羽須美、瑞穂地域は6月末までに、石見地域につきましては年内までに全箇所発注を目指してまいります。小災害につきましては、年度当初から測量を実施し、できるだけ早い時期の工事発注を目指してまいります。工事に関係する皆様のご理解とご協力をよろしくお願いしたいと存じます。次に、国県道整備事業でございますが、浜田作木線の雪田工区におきましては、雪田トンネル工事に着手され平成27年3月貫通の見込であり、吉原工区は昨年引き続き詳細設計、用地調査を進めていただく予定となっております。また、田所国府線の市木工区、甲田作木線の日南川工区につきまして継続実施いただく予定でございます。町道改良事業につきましては、災害復旧工事の早期完成のため、工事費は減額しておりますが、町道12路線の道路改良事業並びに災害防除事業を進めていく予定としております。河川砂防事業につきましては、出羽川の三日市工区及び伏谷工区におきまして、引き続き河川拡幅に伴う護岸工事が実施される予定でございます。農業農村整備事業につきましては、県営中山間総合整備事業、農業基盤整備促進事業、プロジェクト交付金事業の県営3事業により、圃場整備や農道整備などの測量設計を実施していただく予定でございます。県営林道整備事業でございますが、県営林道開設事業の三坂小林線を継続して実施される予定となっております。公営住宅の整備でございますが、住宅の給湯設備整備などの環境改善を目的としたストック改善事業につきましては、矢上地区の矢上団地2棟24戸及び高原地区の段

の原団地3棟6戸を実施する予定としております。住宅建築につきましては、矢上地区の日南原団地に2棟4戸の整備を計画しております。住宅の耐震化促進につきましては、昨年度と同様に木造住宅について耐震に関する診断、補強計画、並びに改修に対して助成する予定でございます。次に、学校教育について申し上げます。矢上小学校の体育館跡地の整備につきましては、交流をコンセプトとして、ランチルームを主体に、年間を通じて多目的に利用できる施設を建設することとしております。学習環境につきましては、子どもたちが生き生きと安心して学校生活を送ることができるように、小中学校へ低学年複式学級支援員、学習支援員、生活支援員を配置するとともに、読書活動をさらに推進するために学校図書館司書を引き続いて配置するなど、過疎ソフト事業も活用して支援をしてまいります。次に、生涯学習について申し上げます。引き続き、生涯学習や地域づくりの拠点としての公民館の機能充実を図り、住民主体の学びと人づくり、住民自治の地域づくりの支援、人権・平和の町づくりに努めてまいりたいと考えており、昨年度から3つのモデル地区で開校した「地域学校」の拡充を図ってまいりたいと思います。また、施設の修繕につきましては、矢上改善センタートイレ、体育器具倉庫修繕工事と中野グラウンドキュービクル修繕工事を実施いたします。次に、国庫補助事業により継続して調査を実施しております久喜大林銀山につきましては、平成26年度も床屋製錬遺跡の発掘調査、久喜製錬所周辺の地形測量、採掘跡の分布調査などを実施することといたしております。その他、合併10周年記念行事の一環として、NHKラジオ公開番組民謡を訪ねてを10月19日に元気館で開催いたします。また、島根県出身の映画監督、錦織良成氏が塾長のしまね映画塾につきましても本町で開催できるよう誘致を働きかけてまいります。次に、平成26年度当初予算案について申し上げます。まず、一般会計当初予算案は、合計137億2千500万円で、前年度当初予算と比較しますと22億4千500万円の増額、率にして19.6%の増額となっております。増額の要因でございますが、災害復旧費が16億1千635万円、いこいの村耐震補強等事業費が6億9千846万円、合わせて23億1千481万円となっております。これら二つの大きな事業を除いて比較しますと、前年に比べ6千981万円の減額となるものでございます。続きまして、歳入の内容でございます。地方交付税関係でございますが、普通交付税は、前年度当初予算比2.3%減の59億7千600万円を見込んでおります。また、臨時財政対策債は、前年度当初予算比7.6%減の3億6千955万円を見込んでおります。普通交付税と臨時財政対策債を合わせた歳入は、前年度当初予算比2.6%減の63億4千555万円を計上しております。減少する要因としましては、国の予算において税収の伸びが推定されるとして、前年比約1%が減額されたことが影響しております。特別交付税につきましては、前年度当初予算比23.8%増の6億9千800万円を見込んでおります。増加の要因としましては、地域おこし協力隊の増員、特別な財政需要として算定される費用を見込んでいることによるものでございます。その他の歳入では、災害復旧事業の関係で国庫及び県支出金を前年度当初予算比77.1%増の26億1千678万円を見込んでおります。また、災害復旧事業に対応する一般財源を確保するため、財政調整基金からの繰入を1億4千781万円、地域の元気臨時交付金を財源として積立てております、地域経済活性化基金全額の1億3千643万円を繰入れることとしております。町債でございますが、前年度当初予算比52.8%増の21億6千945万円としております。主なものは、いこいの村耐震補強等事業が6

億3千880万円、災害復旧関連が4億700万円などとなっております。起債総額から、災害復旧関連事業債並びに臨時財政対策債、過疎ソフト事業債等、償還に係る財源の確保ができていたものを除きますと、10億8千310万円となり、起債発行の目安としております5億円を超過しますが、超過分に係る町の将来負担分については、平成25年度一般会計補正予算第4号までに積立てている減債基金の範囲で対応可能と見込んでおります。次に、歳出でございますが、町民生活や町行政全般に配意したうえで、災害の早期復旧と安心・安全なまちづくり、日本一の子育て村、A級グルメ立町の推進、所得向上対策、健康づくり体力づくりの推進に重点を置いて予算計上をしております。消防備品等整備費、防災対策費の拡充、子ども医療費の無料化や小中学校への図書館司書や生活支援員、学習支援員、低学年複式支援員の配置など、子育て村関係の各種事業の継続、新たな農業担い手育成確保支援事業として地域おこし協力隊制度を活用したおおなんアグサボ隊事業、中小企業者等の積極的な事業展開を支援する邑南町農林商工チャレンジ支援事業等を計上しております。また、その他の普通建設事業の主なものとしましては、江の川共販市場拡張事業に約2億3千万円、矢上小学校多目的集会施設建設事業に1億900万円、公営住宅日南原2号団地建設事業に約7千500万円などとなっております。なお、道路新設改良費につきましては、災害復旧事業を優先して実施するため、前年比62.6%減の2億2千100万円を計上しております。以下、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が14億5千900万円で0.8%の減、国民健康保険直営診療所事業特別会計が8千万円で8.3%の減、後期高齢者医療事業特別会計が3億7千400万円で1.0%の増、簡易水道事業特別会計が6億8千100万円で5.3%の増、下水道事業特別会計が9億7千300万円で2.9%の増、電気通信事業特別会計が4億5千700万円で6.0%の増となっております。一般会計、特別会計を合わせた全体では177億4千900万円となり、対前年度比15.0%の増となっております。合併から10年を迎え、合併特例措置であります普通交付税の優遇措置が、平成27年度から5年をかけて段階的に縮小されることになっており、新たに作成した中期財政計画では、平成32年度で約3億5千万円の財源不足が生じる見込みでございます。国においては、交付税の算定にあたっての支所費単価や、面積基準の見直しが行われるなど一定の財源確保はできるものと思われませんが、厳しい財政運営が必要となる状況に変わりはないものと考えており、行政改革の取組みを進めてまいります。以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申しあげましたが、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいります所存でございます。何卒、議員各位と町民の皆様の、率直なご意見とご指導を賜りますようお願い申しあげます。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案1件、条例案16件、補正予算案6件、当初予算案7件、その他の案件23件、合わせて53件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせることといたしております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申しあげます。以上でございます。

●議長(山中康樹) 以上で町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 教育方針

●議長(山中康樹) 日程第4、教育方針。これより、教育方針を行っていただきます。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 平成26年3月邑南町定例議会の開催にあたり、平成26年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申しあげ、皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと思います。邑南町では、全庁をあげて日本一の子育て村をめざした施策を進めています。教育委員会におきましても、少子化が進む中、これからの邑南町を担う人材を地域をあげて育てることを中心的な責務とし、世界へも羽ばたける力の育成をめざした今後の在り方を平成24年度に示し、平成25年度をそのスタートの年と位置付け取り組みを進めてきました。子どもたちがこの町で暮らすことを自ら選び、支え、そして新しい町を創り出していくためには、子どもたちへの様々な働きかけや取り組み、そしてそれにふさわしい力を育てることが求められます。そのための柱となる二つの施策を今年度からスタートしました。その一つであります地域学校は、子どもたちが自然体験、社会体験、栽培活動や地域活動への参画など地域の特性を生かした種々の活動や体験をとおり、地域の様々な人の思いや願いを知ることを大切にした取り組みです。この取り組みによって子どもたちが地域の魅力に気づくだけでなく、それに関わる私たち大人に地域あげて子どもたちを育てるという意識が醸成されると考えています。今年度は、3地域の皆様方にその取り組みを始めていただきました。平成26年度も皆様方のご理解をいただきながら実施地域を広げていくよう努めていきます。二つ目の施策であります夢響き合い塾は、ふるさと、もの、こと、そして、地域にある課題から子どもたちが学んだこと、あるいはその活用方法や解決策などを地域に発信し合う場として位置付けた取り組みです。これらの活動をとおして、子どもたちが町の未来と自分の将来をつないで考える契機になることを期待しています。また、これらの活動をとおり調べたり、考えたことを出し合ったり、分かりやすく表現したりするなどこれからの社会を生きていくために必要な力を育成することも同時に目的としています。今年度は、おおなんドリーム学びの集いにおいて、小学校4校、すべての中学校、矢上高校、石見養護学校と小中高一貫した取り組みで実施することができました。また、この集いには子どもたちの先輩や大人からの発表をお願いしました。来年度は大人と子どもたちとが共通の課題について学び合い、その成果を発表するなど、取り組みの趣旨に沿った広がりのある集いとなるよう努めます。地域学校、夢響き合い塾の二つの活動は子どもたちにとって、なりたい自分をふるさととのつながりをとおして見つけ出し、学ぶ目的や学ぶ意欲につながっていく取り組みだと考えます。そして、私たち大人にとっては、子どもたちと共にこれからの地域づくりについて考え、活動する取り組みでもあります。これらの二つの施策を中心としながら、日本一の子育てをめざす町にふさわしい教育行政を学校教育、社会教育とが連携をとりすすめていきます。まず、学校教育行政について述べます。学校教育行政においては、なりたい自分を、なれる自分にしていくための支援の充実に努めます。これからは、仲間と協働し、身に付けた知識をもとに、新しい考え方を見出し、直面する問題を解決するために活用できるような学力がますます必要となってきます。こうした学力を育んでいくためには、教室の中にどんなことでも語れ、聴き合え、支え合える子どもたち同士の間関係づくりを進めていくことが必要です。このような人間関係をつくり出せる力は、授業だけでなく学級や学校で起こる様々な問題にも立ち向かい解決できる力にもつながっていきます。これまで町内の全ての学校で進めてきてい

ます学び合いの授業づくりは、基礎的な学力の保障とともに質の高い学びの力と人と関わる力の育成を同時に目指す教育実践です。今年度邑南町で作成しました学び合い授業の手引書の活用も図りながら一層の取り組みを推進していきます。こうした取り組みは、小学校と中学校とのつながりを大切にすることによって一層その効果や定着が図られます。読解力や数学的な考え方の育成など小中一貫した指導ができるよう教員研修をとおして進めていきます。また、英語の学習につきましても、小中高の連携が、益々大切となってきました。校種間の連携を重視した研修の充実に努めます。同様に、学校図書館活用教育についても小中の一貫的な指導が効果を高めます。平成21年度からスタートしました県の学校図書館司書配置事業を活用し、邑南町では県の基準を超え、学校規模によらず1日5時間勤務による配置を実施してきました。その間子どもたちの読書量や質が高まるなど成果を上げることができました。また、本に親しむ活動だけでなく、後半の2年間においては他市町村に先駆け調べる学習作品展の開催など、調べ学習にも力点を置いた取り組みを進めてきました。このたび、県事業が5年間延長されるとの方針を受け、邑南町においても支援の充実に図り、図書館活用教育など子ども読書活動の一層の推進に取り組みます。また、子どもたちの基礎学力の定着や補完を図るために、地域ボランティアによる花まる算数教室、矢上高校と連携した中学生への定期的な英語学習指導、夏季英語セミナーなども継続し、実施していきます。こうした、子どもたちへの様々な取り組みも子どもたち自身が主体となって学ぶことでその効果が上がることは言うまでもありません。なりたい自分を見つけるための夢響き合い塾等につないで中学生を対象としたキャリア教育を継続して進めます。特に農林業への関心を高める取り組みについては関係機関等と連携しその進め方を検討をしていきます。さて、子どもは地域の宝です。特別な支援の必要な子どもたち、様々な理由から学校へ通いにくくなっている子どもたちも含め、邑南町のすべての子どもたちが将来への明るい展望を持ち、困難なことにも立ち向かい、力を伸ばしていけるような教育環境の整備や支援体制の充実に努めていきます。特に、社会問題にもなっていますいじめは、安心して学べる環境を根底からくずすことであり、人権侵害であるとの認識に立ち人権教育の充実など未然防止のための取り組みや早期発見・早期解決できる学校づくりの支援を一層進めていきます。また、いじめの実態を一番知っているのは子どもたち自身であることから、子どもたちが主体的にこの問題に関わることが重要だと考え、町内の児童生徒がいじめやその防止について考える子どもたちの会議を開催します。次に、社会教育行政について述べます。住民の皆様方の地域での様々な学びや活動は、私たちの暮らしや地域を豊かでよりよいものにし、人と人とのつながりを深めていくことをめざすものです。また、これらの活動に関わる大人の前向きな姿勢が子どもたちの、やがてふるさとの志にもつながっていくものとの考えに立ち、様々な支援を行っていきます。その拠点となる公民館活動は、活動推進協議会の皆様方が中心となり計画が策定されます。この原則によりながらも、公民館同士の交流事業、A級グルメ男の腕まくり講座、子育てカルタ活用による家庭教育学級講座などをモデル的な取り組みとして進めていきます。また、学習提供事業として進めています町民大学に加え、26年度は、矢上高校、石見養護学校の教職員による高校開放講座を両校も会場にしながら実施していきます。次に、文化財行政について述べます。これまでの文化財保護行政に加え、引き続き久喜大林銀山遺跡調査を今年度設置しました調査指導委員会の指導に基づき実施していきます。また、ハンザケ

自然館において、屋内展示水槽では日本ではじめて成功したオオサンショウウオの人工繁殖による産卵、ふ化の取り組みもその技術の確立のために26年度も継続実施していきます。次に、学校と社会教育とが連携して取り組むことについて述べます。その一つは、人権同和教育の推進です。人権の尊重は、町づくり、学校づくりの基本です。人権の町宣言、非核平和の町宣言、邑南町同和問題啓発教育基本構想、そして、新たに策定されます邑南町人権施策推進基本方針に基づき、学校や地域が連携しながら取り組みを進めていきます。昨年9月末に法制化されました、いじめ防止対策推進法で地方公共団体に求められています、いじめ防止対策基本方針を関係各課と共に策定に努めます。本町において、法律の制定に先駆けて策定しています各校毎のいじめ防止基本方針は再度見直し、より実効性のあるものになるよう学校の取り組みを支援していきます。二つ目は、ふるさと学習の推進です。基本的な方針の中でも述べましたように、将来の私たちの隣人となる子どもたちを地域あげて育てるという教育風土の醸成をめざす地域学校の開設を一層進めていきます。また、大人と子どもたちが地域の同じテーマについて学び、情報交換したり、共に活動したりするふるさと学習を支援していきます。さらに町内の公民館同士の交流や月毎のウォーキングやツーデイズウォークなどに地域のお宝紹介を取り入れなど、ふるさとまるごと博物館の実現に努めます。三つ目は、読書活動の推進です。子どもの読書活動は、多くの読書ボランティアの皆様方の様々な活動により幼いときから本に親しむ習慣が定着してきています。これらの活動を支援するための研修会や情報交換の場づくりを進めていきます。また、私たち大人の読書への関心を高めるために、ケーブルテレビを活用した図書紹介の取り組みを今年度からスタートしました。26年度においては、講演会のテーマと関連する図書紹介、公民館と図書館との連携講座づくり、公民館の図書コーナーの充実などの取り組みをすすめていきます。最後になりましたが、今年度多くの皆様方から応募していただきました、おおなん子育てカルタは、次年度絵札をつくり完成させます。そして、その活用も図りながら日本一の子育て村をめざした取り組みを皆様方とともにすすめていきます。以上、平成26年度の教育行政について、その概要を述べました。今後とも議員の皆様方をはじめ町民の皆様方の御理解御支援をいただきますようお願いいたします。

- 議長(山中康樹) 以上で教育方針は終了いたしました。一般行政報告前でございますが、ただいまより休憩いたします。再開は午前10時45分といたします。

—— 午前10時32分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

## 日程第5 行政報告

- 議長(山中康樹) 再開をいたします。これより町長に、行政報告を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(山中康樹) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、御報告いたします。始めに、危機管理課関係について申しあげます。先般、2月18日に邑南町防災会議を開催し、地域防災計画の変更協議や、昨年発生した8月24日、9月4日の豪雨災害対応等について意見交換をしました。地域防災計画の変更につきましては、昨年改正された災害対策基本法や、8月24日の豪雨災害

後の町民アンケートや、前回改正した計画に対する島根県知事からの助言を参考に策定しました。今回、承認いただいた計画は、災害対策基本法に基づき、島根県知事に報告し、助言又は勧告をいただくこととなります。次に、エネルギー施策について申し上げます。災害など、停電時における避難所での電源確保を目的として、健康センター元気館に、太陽光発電装置と蓄電池システムを整備しており、3月初旬には完成する見込みでございます。次に、矢上高等学校の振興について申し上げます。矢上高等学校の平成26年度入学志願者数は、定員120人に対し70人、実質競争率は0.58倍となりました。今年度は、例年に比べ町内外の卒業予定中学生数が少ないことが影響し、これまでで一番少ない入学志願者数となりました。来年度は、これまで以上に矢上高校との連携を図るとともに、さらなる学校の魅力づくりと県外への情報発信の拡充を行い、生徒確保に全力で取り組んでまいります。また、矢上高校の平成26年度国公立大学への進学につきましては、一般入学は発表待ちの状況でございますが、現在のところ推薦入学は11名の合格が決定しております。就職者の状況につきましては、県内就職者が9名で、うち町内就職者4名、そして県外就職者は7名で、計16名の就職が決定をしております。このように、矢上高校は今年度も進学及び就職率において、誇れる結果を残しております。今後、さらに向上するよう、町としても引き続き支援をしてまいります。次に、邑南町研修事業について申し上げます。平成5年に開始した邑南町の研修制度は、平成25年度までの21年間に、香木の森研修生102名、農業研修生30名、短期研修生61名の計193名を受入れ、平成25年4月現在34名の定住がありました。しかし、その後全国各地の自治体が、こうした滞在型研修制度に取り組み始め、さらに総務省において「地域おこし協力隊」という制度が創設されたこともあって、平成12年頃より応募者の減少が始まり、平成19年度以降は激減し、平成23年度以降は定員割れの状態が続いております。そうした中、関係者で今後の研修制度を検討した結果、平成26年度からは香木の森研修生は募集せず、農業研修生も、地域おこし協力隊事業を活用し、おーなんアグサポ隊と名付けた研修制度に変更することとしました。これまで、この研修制度の創設、実施にあたり御尽力いただいた渡辺生紀様、寺本恵子様、受け入れ農家の方々に感謝申し上げますとともに、長い間、香木の森研修生をご支援いただいた町民の皆様にお礼を申し上げます。次に、ちよだフードバレーネットワーク設立について申し上げます。邑南町が開設しています市町村サテライトオフィス東京内にあるNPO法人農商工連携サポートセンターの呼びかけに応じて、千代田区を拠点に地域の食の魅力を発信することを目的とした、ちよだフードバレーネットワークが設立されました。今後は、都内に5月開設予定の産直市場やレストランで、本町の農産物や特産品を販売し、自治体同士や生産者と消費者の情報交換の場として6次産業化による高付加価値の創出、安全安心な農水産物の供給を目指していきたいと考えております。次に、農林業振興について申し上げます。まず、邑智ピッグファームに対する損害賠償請求につきましては、昨年1月28日に邑南町との間では和解の合意をいたしました。それ以降、裁判上では島根県と邑智ピッグファームとの間で訴訟が継続されているという形になっておりますが、邑南町も覚書に調印した当事者として成り行きに注視をしてまいりました。これまでに、9回の口頭弁論が開催されておりますが、状況に目立った進展はなく、代理人をお願いしております弁護士によりますと、判決を受けるまでにはさらなる日数が必要であるとの説明を受けております。次に、地域農業の将来を考える人農地プラ

ンの策定についてでございます。これまでに9件のプランの策定が終了したほか、現在作成中のものが数件あり、年度末に向けた完成を目指しておられます。また、これらの個別プランの策定が難しいところについては、既に策定が終了したプランのエリアを拡大して取り込むなどして、年度末までに全町を網羅することを目指した、策定作業を行っているところでございます。次に、江の川共販市場拡張事業について申し上げます。平成25年度事業として測量設計、土地購入、立木処分を実施し、平成26年度事業として造成、施設整備を計画しており、概ね計画どおり事業が進捗しております。次に、子ども子育て支援制度について申し上げます。子ども子育て支援法に基づく事業計画策定に向け、子育ての状況や潜在的なニーズを把握するため、0歳児から小学6年生の子どもがいる701世帯の保護者の方に、調査票を12月にお送りして調査を実施しました。なお、調査結果につきましては、平成26年度に策定予定の邑南町子ども・子育て支援事業計画に反映させることとしております。次に、福祉医療費助成制度の見直しについて申し上げます。福祉医療費助成制度につきましては、今年度島根県において見直しの方向で検討が進められておりましたが、県下市町村との協議のもとに、負担上限額の引下げと精神障害者への適用拡大を、今年10月から実施することで合意となりました。また、協議において県下市町村で統一されることで適切とのことから、本町独自で9年間にわたり講じて参りました激変緩和措置は終えることとしたいのでご理解いただきたいと存じます。なお、福祉医療費助成制度の見直しに伴う条例改正案につきまして、後程提案をいたします。次に、建設関係の事業について申し上げます。まず、災害復旧についてでございますが、初めに災害査定の結果を申し上げますと、農地農業用施設災害につきましては、371箇所、査定決定額7億706万3千円、公共土木施設災害につきましては、187箇所、15億4千889万4千円、林道災害につきましては51箇所、2億3千298万1千円でございます。今年度の国庫補助金の割当てでございますが、農地農業用施設災害と公共土木施設災害が概ね5割、林道災害につきましては概ね9割の要望をしております。また、島根県が実施する邑南町分の災害につきましては、河川、道路、砂防合わせまして111箇所、13億3千753万8千円でございます。次に、県道改良事業でございますが、浜田作木線におきましては雪田トンネル工事を発注され、間もなく掘削工事にかかる予定と聞いております。鳴滝工区は平成26年度に完成見込であり、吉原工区については詳細設計に着手されております。甲田作木線の日南川工区と田所国府線の市木工区におきましては、測量設計や用地補償等も進んでおり、工事についても年度内に完成する予定です。特定中山間保全整備事業につきましては、平成19年度から農地整備事業等に着手し、本年2月に完成する日和桜江間の農林業道路をもって、全ての事業が完了し、3月8日に日和桜井自治会館前において開通式、桜江町において完工式典を開催する予定でございます。その他、邑南町発注の公共工事につきましては、別紙一覧表で発注状況を報告させていただきますので、そちらをご覧ください。次に、おおなんケーブルテレビの運営方針について申し上げます。このことについて、昨年3月19日に邑南町情報通信施設管理運営委員会に対し、運営体制に関する諮問を行いました。その後、管理運営委員会では視察や会議を重ね意見をまとめられ、昨年11月7日に答申書を提出されました。町としては、この方針に沿って来年度より、おおなんケーブルテレビの実務の一部を業務委託することにいたしました。現在は、委託先となる一般社団法人の登記申請の手続きを行っております。次に、

学校教育関係について申し上げます。各小中学校で進めている図書館を活用した調べ学習の一環として、今年度で第2回目となる調べる学習作品展の、後期の作品展には小学生、中学生合わせて220点あまりの作品が応募され、2月2日から10日までの間、健康センター元気館で展示を行い、多くの町民の方にご覧をいただきました。今後の調べ学習の一層の充実と読書普及活動の推進を支援していきたいと考えております。次に、生涯学習課関係について申し上げます。まず、日貫公民館が文部科学大臣表彰を、3月4日、文部科学省において受賞することが決定しました。これは、旧山崎家住宅や六調子神楽などの、地域資源を活かした交流事業の取組みが高く評価されたもので、災害復旧にむけて地域の励みとなりました。次に、おおなんドリーム学びのつどいを2月2日に開催しました。これまでは、公民館や地域活動の成果発表の場でありましたが、今回は町内の小中学校、矢上高校、石見養護学校、地域の方など12団体が元気館に集い、邑南町の良さや暮らしの課題について学び感じたことを、自分たちの夢や願いを込めて発表し合いました。また、3月16日には、町内の子育て支援に関わる団体グループ等と連携して親子の絆を深めるため、わくわくフェスタ2014を矢上交流センターで開催することといたしております。以上、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

●議長(山中康樹) 以上で町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 報告事項

●議長(山中康樹) 日程第6、報告事項。報告第1号、例月現金出納検査結果報告について。報告第2号、平成25年度定期監査報告について。報告第3号、専決処分の報告について。以上、3件については、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご承認ください。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) 日程第7、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論に入ります。議案第7号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ、体罰など子どもに関する問題、高齢者や障害者に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中にあって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を、市町村長が議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第7号において推薦につき意見を求めようとする 島田隆文氏 につきましては、平成23年7月1日から、人権擁護委員として活躍いただいております。このたび、任期満了を迎えるにあたり、引き続き、その手腕を発揮していただきたく、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。ここで、お諮りをいたしま

す。議案第7号につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。これより、議案第7号を採決いたします。議案第7号について、適任と認めることに賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手、清水議員は遅参のためこの時点では不在）

- 議長（山中康樹） 全員賛成、したがって、議案第7号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第8 議案の上程、説明

- 議長（山中康樹） 日程第8、議案の上程、説明に入ります。まず、議案第8号指定管理の指定について、指定管理者の指定について、議案第9号指定管理者の指定についての2件を議題といたします。ここで、宮田議員、日野原議員、辰田副議長の除斥についての採決いたします。お諮りをいたします。議案第8号及び議案第9号につきましては、宮田議員、日野原議員、辰田副議長に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、宮田議員、日野原議員、辰田副議長を除斥したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山中康樹） 異議なしと認めます。よって、宮田議員、日野原議員、辰田副議長を除斥することに決定をいたしました。3名の議員の方の退場を求めます。

（3名の議員退場）

- 議長（山中康樹） それでは、議案第8号及び議案第9号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

- 議長（山中康樹） 石橋町長

- 石橋町長（石橋良治） 議案第8号及び議案第9号の提案理由をご説明申し上げます。これは、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第8号につきましては、くるみ学園の指定管理者を社会福祉法人邑智福祉振興会に指定しようとするものでございます。次に、議案第9号につきましては、くるみ邑美園の指定管理者を社会福祉法人邑智福祉振興会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

- 飛弾福祉課長（飛弾智徳） 議長、番外。

- 議長（山中康樹） 飛弾福祉課長。

- 飛弾福祉課長（飛弾智徳） 議案第8号及び議案第9号の指定管理者の指定についてご説明をいたします。議案第8号ではくるみ学園の、議案第9号ではくるみ邑美園の、それぞれ中野地区にある公の施設の指定期間が平成26年3月31日をもって満了することから、これまで社会福祉法人邑智福祉振興会に指定管理しておりましたが、合併以前から指定しており利用者との継続的な信頼関係が築かれ施設の運営管理も良好であることから非公募とし、引き続き平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間を指定

の期間とし、社会福祉法人邑智福祉振興会に指定管理者を指定するため、議決を求めるものでございます。

- 議長（山中康樹）** 以上で議案第8号及び議案第9号の提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております宮田議員、日野原議員、辰田副議長の入場を求めます。

（3名の議員入場）

- 議長（山中康樹）** 続きまして、議案第10号指定管理者の指定について、議案第11号指定管理者の指定について、議案第12号指定管理者の指定について、議案第13号、指定管理者の指定について、議案第14号指定管理者の指定について、議案第15号指定管理者の指定について、議案第16号指定管理者の指定について、以上7件を一括して議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

- 議長（山中康樹）** 石橋町長

- 石橋町長（石橋良治）** 議案第10号から議案第16号までの提案理由をご説明申しあげます。これも、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第10号につきましては、石見デイサービスセンター及び瑞穂東デイサービスセンターの指定管理者を社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定しようとするものでございます。次に、議案第11号につきましては、邑南町高齢者ふれあいプラザの指定管理者を社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定しようとするものでございます。次に、議案第12号につきましては、邑南町高齢者生活福祉センターの指定管理者を社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定しようとするものでございます。次に、議案第13号につきましては、知恵工房及びねんりん工房の指定管理者を社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会に指定しようとするものでございます。次に、議案第14号につきましては、邑南町高齢者生きがい活動センターの指定管理者を社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定しようとするものでございます。次に、議案第15号につきましては、邑南町福祉用具リサイクルセンターの指定管理者を社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定しようとするものでございます。次に、議案第16号につきましては、いわみ西保育所、東保育所及び日貫保育所の指定管理者を社会福祉法人石見さくら会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

- 飛弾福祉課長（飛弾智徳）** 議長、番外。

- 議長（山中康樹）** 飛弾福祉課長。

- 飛弾福祉課長（飛弾智徳）** 議案第10号から議案第16号までの指定管理者の指定についてご説明をいたします。議案第10号では石見デイサービスセンターと瑞穂東デイサービスセンター、議案第11号では邑南町高齢者ふれあいプラザ、議案第12号では邑南町高齢者生活福祉センター、議案第13号では知恵工房とねんりん工房、議案第14号では邑南町高齢者生きがい活動センター、そして議案第15号では邑南町福祉用具リサイクルセンター、これらの石見、瑞穂、羽須美地域にあります公の8施設の指定期間が平成26年3月31日をもって満了することから、これまで社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定管理していましたが、管理運営も良好であることから非公募とし、引き続き平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間を指定の期間とし、社会福祉法人邑南町社会福祉協議会に指定管理者を指定するため議決を求めるものでございます。また、

議案第16号ではいわみ西保育所、東保育所、日貫保育所についても同様に指定期間が平成26年3月31日をもって満了することから、これまで社会福祉法人石見さくら会に指定管理しておりましたが、管理運営も良好であることから非公募とし、引き続き平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間を指定の期間とし、社会福祉法人石見さくら会に指定管理者を指定するため、議決を求めるものでございます。

- 議長(山中康樹)** 続きまして、議案第17号指定管理者の指定について、議案第18号指定管理者の指定についての2件を議題といたします。ここで、三上議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第17号及び議案第18号につきましては、三上議員には直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、三上議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。異議なしと認めます。よって、三上議員を除斥することに決定をいたしました。三上議員の退場を求めます。また、この議案第17号及び議案第18号につきましては、私に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。議長の私が退場いたしますので、その間の議長につきましては、辰田副議長をお願いをいたします。よろしくをお願いをいたします。

(三上議員、山中議長退場)

(辰田副議長、議長席へ)

- 辰田副議長(辰田直久)** 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が、その職務を行わせていただきます。それでは、議案第17号及び議案第18号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

- 辰田副議長(辰田直久)** 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治)** 議案第17号及び議案第18号の提案理由をご説明申しあげます。これも、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第17号につきましては、はあもにいほうす、ハートフルみずほ及びぐるーぷリビングの指定管理者を社会福祉法人おおなん福祉会に指定しようとするものでございます。次に、議案第18号につきましては、瑞穂西デイサービスセンターの指定管理者を社会福祉法人おおなん福祉会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

- 飛弾福祉課長(飛弾智徳)** 議長、番外。

- 辰田副議長(辰田直久)** 飛弾福祉課長。

- 飛弾福祉課長(飛弾智徳)** 議案第17号及び議案第18号の指定管理者の指定についてご説明申しあげます。議案第17号では下田所地区にあるはあもにいほうす、ハートフルみずほ、ぐるーぷリビング、議案第18号では上亀谷地区にある瑞穂西デイサービスセンターの、それぞれの公の施設の指定期間が平成26年3月31日をもって満了することから、これまで社会福祉法人おおなん福祉会に指定管理しておりましたが、利用者との継続的な信頼関係が築かれ施設の運営管理も良好であることから非公募とし、引き続き平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間を指定の期間とし、社会福祉法人おおなん福祉会に指定管理者を指定するため、議決を求めるものでございます。

- 辰田副議長(辰田直久)** 以上で議案第17号及び議案第18号の提案理由の説明が終わ

りました。ここで、退場されております三上議員、山中議長の入場を求めます。

(三上議員、山中議長入場)

- 辰田副議長(辰田直久)** 私はこれで議長の職務を終えさせていただきます。ありがとうございました。

(辰田副議長は議長席を退席、山中議長着席)

- 議長(山中康樹)** 続きまして、議案第19号指定管理者の指定について、議案第20号指定管理者の指定について、議案第21号指定管理者の指定について、以上3件を一括して議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

(石橋議員退場)

- 石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

- 議長(山中康樹)** 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治)** 議案第19号から議案第21号までの提案理由をご説明申しあげます。これも、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第19号につきましては、邑南町青少年旅行村の指定管理者を瑞穂リゾート株式会社に指定しようとするものでございます。次に、議案第20号につきましては、久喜林間学舎の指定管理者を一般社団法人コミュニティパートナーズに指定しようとするものでございます。次に、議案第21号につきましては、ほたるの館の指定管理者を邑南町商工会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

- 商工観光課長(日高始)** 議長、番外。

- 議長(山中康樹)** 日高商工観光課長。

- 商工観光課長(日高始)** 議案第19号から議案第21号についてご説明申しあげます。議案第19号邑南町青少年旅行村の指定管理につきましては、1月10日から1月30日まで公募をした結果、瑞穂リゾート株式会社1団体のみ応募があり、事業計画では、開業以来スキー場やキャンプ施設の管理で培ったノウハウを活かした施設管理が期待できるほか、グラウンドやキャンプ施設を活用したイベントの開催及び合宿等の誘致など、顧客の開拓が積極的に展開される計画であり、施設の有効活用と青少年の健全育成や町民の健康増進がともに推進されることが期待できることから、先般、庁議にはかり、指定管理者として、指定期間を5年間として、瑞穂リゾート株式会社を指定し、議案として上程するものでございます。次に議案第20号久喜林間学舎の指定管理につきましては、1月10日から1月30日まで公募をした結果、一般社団法人コミュニティパートナーズ1団体のみ応募があり、事業計画では、久喜大林銀山等の産業遺跡や瑞穂ハンザケ自然館等の地域資源をボランティアガイド等の地域人材を活用して体験メニュー化し発信するほか、海外交流や都市農村交流等についてもこの間の実績を踏まえ積極的に展開するよう計画され、施設の有効活用が期待できることから、先般、庁議にはかり、指定管理者として、指定期間を5年間として、一般社団法人コミュニティパートナーズを指定し、議案として上程するものでございます。次に議案第21号邑南町ほたるの館の指定管理につきましては、先般庁議にはかり、指名による指定管理者として、邑南町商工会を指定し、議案として上程するものでございます。当該施設は、平成9年6月に開館以来、旧羽須美村が直営で運営をしていましたが、平成14年11月から、羽須美村商工会へ管理委託をし、また、町村合

併後の平成17年4月から邑南町商工会に指定管理者制度による指定管理を行い、今日に至っております。本年3月31日で5年間の指定管理の期間が終了しますが、これまでも良好な運営の状況であると判断し、指定期間を5年として、継続して指定するものであります。

(石橋議員入場)

●議長(山中康樹) えー、議案の途中でございますが暫時休憩いたします。

—— 午前11時22分 休憩 ——

—— 午前11時24分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして、議案第22号、指定管理者の指定についてを議題といたします。ここで、中村議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第22号につきましては、中村議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、中村議員を除斥したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

(中村議員退場)

●議長(山中康樹) それでは、議案第22号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第22号の提案理由をご説明申しあげます。これも、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。はすみ交流センター及びはすみ温水プールの指定管理者を有限責任事業組合でござる会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 議案第22号についてご説明申しあげます。はすみ交流センターとはすみ温水プールの指定管理につきましては、先般庁議にはかり、指名による指定管理者として、有限責任事業組合でござる会を指定し、議案として上程するものでございます。はすみ交流センターとはすみ温水プールの指定管理業務につきましては、温水プールを利用して行う水泳教室やプールの監視、管理業務のみをはすみスイミングスクールが運営し、交流センターの運営や指定管理者の経理、事務を含む業務の大半を実質でござる会が行ってまいりました。今回、指定期間の満了に際して、経営実態を精査し現指定管理者であるはすみスイミングスクールとの協議により、実質経営の主体であり、より経営責任が明確な有限責任事業組合であるでござる会と契約することが望ましいと判断し、指定期間を5年として、指定するものでございます。

●議長(山中康樹) 以上で議案第22号の提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

(中村議員入場)

- 議長(山中康樹)** 続きまして、議案第23号、指定管理者の指定についてを議題といたします。ここで、三上議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第23号につきましては、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、三上議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。よって、三上議員を除斥することに決定をいたしました。三上議員の退場を求めます。

(三上議員退場)

- 議長(山中康樹)** それでは、議案第23号について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

- 議長(山中康樹)** 石橋町長

- 石橋町長(石橋良治)** 議案第23号の提案理由をご説明申しあげます。これも、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。邑南町農作業準備休憩施設の指定管理者を上田平佐棚田保存会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

- 植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

- 議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

- 植田農林振興課長(植田弘和)** 議案第23号の指定管理者の指定についてご説明申しあげます。このたびの指定管理につきましては、先般庁議にはかり指名により指定管理者の候補として上田平佐棚田保存会を選定いたしました。この施設は邑南町上田にございます。平成21年4月1日から同保存会に指定管理をしております。本年3月31日をもって期間が満了となります。この間、施設の管理運営状況は良好であったことから引き続き平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を指定の期間として上田平佐棚田保存会に指定管理者を指定するための議決を求めるものでございます。

- 議長(山中康樹)** 以上で議案第23号の提案理由の説明が終わりました。ここで、退場されております三上議員の入場を求めます。

(三上議員入場)

- 議長(山中康樹)** 続きまして、議案第24号指定管理者の指定について、議案第25号指定管理者の指定について、議案第26号指定管理者の指定について、議案第27号邑南町課設置条例の一部改正について、議案第28号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第29号邑南町表彰条例の一部改正について、議案第30号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第31号邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第32号邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正について議案第33号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第34号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について、議案第35号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第36号邑南町観光案内所条例の一部改正につい

て、議案第 37 号 邑南町溜池施設条例の一部改正について、議案第 38 号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について、議案第 39 号 邑南町消防団条例の一部改正について、議案第 40 号 邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、議案第 41 号 邑南町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について、議案第 42 号 邑南町地域資源活用技術習得施設条例の制定について、議案第 43 号 邑智郡総合事務組合規約の変更について、議案第 44 号 市町村建設計画の一部変更について、議案第 45 号 町道路線の廃止について、議案第 46 号 町道路線の認定について、議案第 47 号 平成 25 年度 邑南町一般会計補正予算第 8 号について、議案第 48 号 平成 25 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について、議案第 49 号 平成 25 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について、議案第 50 号 平成 25 年度 邑南町簡易水道特別会計補正予算第 5 号について、議案第 51 号 平成 25 年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について、議案第 52 号 平成 25 年度 邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について、議案第 53 号 平成 26 年度 邑南町一般会計予算について、議案第 54 号 平成 26 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第 55 号 平成 26 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、議案第 56 号 平成 26 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第 57 号 平成 26 年度 邑南町簡易水道事業特別会計予算について、議案第 58 号 平成 26 年度 邑南町下水道事業特別会計予算について、議案第 59 号 平成 26 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算について、以上、36 議案を一括上程をいたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第 24 号から議案第 26 号までの提案理由をご説明申しあげます。これも、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず議案第 24 号につきましては、邑南町婦人若者等活動促進施設の指定管理者を農産加工はすみに指定しようとするものでございます。次に議案第 25 号につきましては、邑南町猪肉加工場の指定管理者を協同組合はすみ特産センターに指定しようとするものでございます。次に、議案第 26 号につきましては、邑南町ふれあい体験農園の指定管理者を日和ふれあい体験農園管理組合に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

●農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●農林振興課長(植田弘和) 議案第 24 号、第 25 号及び第 26 号についてご説明申しあげます。上程いたします 3 議案ともに先般の庁議に諮り指名により指定管理者の候補を選定することといたしました。議案第 24 号の邑南町婦人若者等活動促進施設は邑南町阿須那にございまして、これまで農産加工はすみに指定管理してまいりました。施設の管理運営状況も良好であることから、引き続き 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間を指定の期間として指定管理者に指定するための議決を求めるものでございます。続きまして議案第 25 号でございます。この施設は邑南町下口羽にございまして、これまで協同組合はすみ特産センターに指定管理してまいりました。現在の指定期間中の管理運営

状況は良好でございましたので、こちらの施設につきましても非公募とし引き続き平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を指定の期間として指定管理者に指定するための議決を求めるものでございます。続きまして議案第26号でございます。この施設は邑南町日和にございまして、これまで、日和ふれあい体験農園管理組合に指定管理してまいりました。施設の管理運営状況は良好でございましたので引き続き指定管理者に指定したいと考えておりますが指定の期間につきましては、近く農林業道路、通称日桜ロードが開通する予定であるなどこの地域の環境が今後大きく変わると予想されますので変化に対応した施設管理運営方法を模索したいこと、また、管理組合の皆さんが高齢化されており長期の契約に不安を感じておられることを勘案し、今回は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間を指定の期間として指定管理者に指定するための議決を求めるものでございます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第27号から議案第40号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第27号につきましては、邑南町課設置条例の一部改正についてでございます。これは、情報推進課の廃止及び分掌事務の一部変更をしようとするものでございます。次に、議案第28号の提案理由をご説明申しあげます。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、職員派遣のできる団体に一般社団法人おおなんケーブルテレビを追加しようとするものでございます。次に、議案第29号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町表彰条例の一部改正についてでございますが、これは、表彰審議会委員の任期を延長しようとするものでございます。次に、議案第30号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。これは、町長、副町長の報酬を、平成26年度においても引き続き、町長の給料月額を10%、副町長の給料月額を7.5%減額しようとするものでございます。議案第31号につきましては、邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございますが、平成26年度も引き続き、教育長の給料月額を5%減額しようとするものでございます。次に、議案第32号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、これは、55歳を超えた管理職の給料の減額の期限を定めようとする、給料表の改定などでございます。次に、議案第33号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、特別障害者手当等判定医を追加しようとするものでございます。次に、議案第34号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町福祉医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これは、自己負担限度額の引き下げ及び助成対象を拡大しようとするものでございます。次に、議案第35号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは、国民健康保険税の税率を改定させていただくよう提案するものでございます。次に、議案第36号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町観光案内所条例の一部改正についてでございますが、これは、施設の全部が指定管理者の管理となったことによる条例の一部改正でございます。次に、議案第37号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町溜池

施設条例の一部改正についてでございますが、これは、使用料の徴収を止めるため条例の一部改正をしようとするものでございます。次に、議案第38号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正でございますが、これは、日貫団地2戸を追加しようとするものでございます。次に、議案第39号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町消防団条例の一部改正についてでございますが、これは、新たな法律の施行に伴い所要の改正をしようとするものでございます。次に、議案第40号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、これも、新たな法律の施行に伴い団員の処遇改善をしようとするものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議案第27号から32号まで6議案の説明をご説明申しあげます。議案第27号邑南町課設置条例の一部改正についてでございます。めくっていただきまして新旧対照表をご覧ください。1ページ、4分の1ページでございますが、今回ケーブルテレビの業務の一部を民間に委託することに伴いまして、情報推進課を削除するものでございます。そして、続けて2ページ、3ページ、4分の3ページでございます。情報推進課にありました事務分掌のかっこ28高度情報推進に関すること及びかっこ29ホームページに関することを総務課へ異動することに加えまして、町民の方々への窓口の一本化を図ることのため、一部分掌の見直しを行いまして、危機管理課にありましたかっこ19改正後でございます。防災行政無線に関すること、改正後のかっこ25不当要求に関すること、かっこ26訴訟に関すること、かっこ27防犯、暴力追放の要求に関すること、かっこ26、すいません、に関することを総務課に異動するものでございます。すいません。あい前後いたしました但しということでございます。続きまして議案第28号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。これも新旧対照表をめくっていただきましてご覧ください。これまで職員の公益法人等への派遣先については、社会福祉法人邑智福祉振興会及び石見さくら会でございましたが、今回ケーブルテレビの業務の一部を一般社団法人おおなんケーブルテレビへ委託することに伴いまして、派遣先に一般社団法人おおなんケーブルテレビを加えるものでございます。次に議案第29号邑南町表彰条例の一部改正についてご説明申しあげます。これも新旧対照表の方をご覧ください。附則の部分でございますが、現在表彰審議会の委員の任期が合併時期の関係で、本年の平成26年10月15日となっておりますが、この任期の終了後に11月の表彰式典が開催されるということになりますので、実際に審議をした委員さんが表彰式典に参加できない場合が想定されますので、その任期を平成27年3月31日までとするものでございます。その後は2年ごとに年度で任期を迎えることとなるものでございます。次に議案第30号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明申しあげます。これも新旧対照表の方をご覧ください。平成17年7月より給与カットを開始しておりますが、町長及び副町長の給与それぞれ町長10%、副町長7.5%のカットの期限を現在平成26年3月31日までとしておりますのをもう1年延長いたしまして平成27年3月31日までとするものでございます。次に議案第31号邑南町教育長の給

与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。これも新旧対照表をご覧ください。こちら先ほどと同様に、教育長の給与５％カットを現在の平成２６年３月３１日をもう１年延長いたしまして平成２７年３月３１日までとするものでございます。続きまして議案第３２号邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申しあげます。これも新旧対照表の方をご覧ください。ちょっと枚数がありますのでしばらくめくっていただきまして、１９分の１ページというところがございます。主な改正点でございますが、１つ目には今回行政職給料表一表の６級の５５歳以上の職員の給料月額１．５％カットを平成２６年３月３１日で廃止すること。２つ目には行政職給料表一表及び医療職給料表三表のこれを国家公務員と同一、これは平成２３年人事院勧告に改正しまして、併せて行政職給料表の４級及び５級の継ぎ足し部分を削除することでございます。３点目には行政職給料表一５級の職務の内容に調整監を追加するといったことが主な内容でございます。１９分の１ページでございます。これは８号でございますが、６級で５５歳に達したものの給料月額を平成２３年度より１．５％カットしておりましたが、減額支給の期限を本年度末平成２６年３月３１日とするものでございます。続きまして２ページ以降１６ページまで給料表がずっと続いております。３ページでございます。６級、改正後の６級の一番右２９号給にアンダーバーがございますが、この号給より減額改定するというものでございます。以下４ページ、１９分の４の５級の３７号給、４級４５号給、それから５ページでございます。３級６１号給、２級７７号給より減額改定するものでございます。さらに６ページでございますが、これが、継ぎ足しのなくすものでございます。給料表の５級、今９７号給及び４級１００号給まで、右の方の現行にございますが、これを、今回５級８６号給及び４級の９４号給より削除するものでございます。続いて７ページ、８ページにまいります。８ページでございますが、同様に１０ページ５級、すいません、８ページ以降これは医療職給料表でございますけども、これの１０ページ目、同様に５級の４１号給にアンダーバーがしてございますが、この号給より減額改定をいたします。それから１１ページ４級の５７号給、３級の６９号給、めくっていただきまして、１２、１３ページでございます。２級の９３号給、１級の１０９号給より減額改定するものでございます。それからずっともう２ページめくっていただきまして、次は１７ページでございます。えーと、表が１６ページから続いておりますが、行政職給料表一表の級別職務表でございます。５級の職務にこれまで資格級の取りまとめ役として専門監に加えまして、一般職の取りまとめ役として新たに調整監という職種を加えるものでございます。以下ごとうきゅう、すいません、附則第５項でございますが、これは平成１８年の給与条例改正時において地域給導入がありまして、ほんきゅう、本俸の給料額が引き下げられたとこなんでございますが、その時点で受けていた給料月額と地域給が導入されて決定された給料額の差額についても給料として支給するという経過措置を定める規定でございましたが、このたび、給料表の引き下げに伴いまして、この経過措置におけるその時点で受けていた給料月額にこれまでの１００分の９９．８３を乗じて得た額でございましたが、今回さらに０．５％減額をいたしまして、９９．３３に改定するものでございます。続いて１８ページ、これも附則でございます。第２項は１８年４月１日の地域給導入以来その地域給に達していないものの減額支給を規定しておりましたが、これも同様に減額後の給料月額の１．５％カットの減額支給の期限を本年度の２６年３月３１日とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行すること。そしてその下経過措置でございますが、最高号給を超える給料の月額の切りあげでございますが、これは切替日の前日において最高号給を受けていた職員の切り替え日における号給等の規則委任を定めたものでございます。3号につきましては、給料の切り替えに伴う経過措置でございますが、切り替え日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けている職員でその給料月額に差額が生じた場合にその差額を支給するという規定の経過措置でございます。4号につきましては、給料の内払いということで、改正後の条例の規定を適用する場合に改正前の規定に基づいて支給された給与、これは1月から3月分のことでございます。4月から改正しますので、改正後の規定による給与の内払いとみなすという規定でございます。以上地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 議案第33号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。市町村では特別障害者手当等の判定医への支払いを委託料として支払っておりますが、同じ判定医に特別児童扶養手当の判定を依頼している島根県は、個人病院の院長である場合は委託料として、医療機関への勤務医には個人への支払いであることから報酬として支払っております。個人への支払いは給与扱いとすべきとの指導もあり、勤務医に対しては報酬として支払うこととするため項目を新設するものでございます。新旧対照表をご覧ください。別表第1、中段にあります職名欄に特別障害者手当等判定医を、報酬欄に、判定を行った月について月4,660円を設けるものでございます。条例の施行日は、平成26年4月1日としており附則に規定をしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第34号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正についてご説明をいたします。福祉医療費助成制度は平成17年10月に制度が改正され、月額500円であった自己負担額が1割負担に変更され、助成額が引き下げられましたが、本町では激変緩和策として今日まで負担額の上限を抑えてきたところでございます。このような中で、障害者団体などから制度の見直しの要望が大きく、島根県において昨年見直しの方向で検討が進められ、見直し案がまとまったことから、このたび条例の改正を行うものでございます。制度見直しの柱は2点であり、1点は自己負担限度額の引き下げ、もう1点は三障害一元的支援の観点から福祉医療対象者を身体障害者、知的障害者に加え、新たに精神障害者も加え対象の拡大を図るというものでございます。改正の内容でございますが新旧対照表をご覧ください。第2条第1項中、福祉医療対象者を拡大することから、該当する号数を追加し、また、同項第2号中、また同項第3号中においてそれぞれ条文を簡潔にするためかっこ書きにより略称規定を置くなど条文の整理を行っております。続いて2ページ目でございますが、第3号の次に第4号、第5号及び第6号を加えるものでございます。これは第4号でございますが、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とする規定であり、第5号は判定機関が身体または精神に相当の障害を有し、重度と同程度と判定した知的障害児・者との重複障害を対象とする規定、第6号は身体障害者手帳3級または4級所持者と精神障害者保健福祉手帳2級所持者との重複障害を対象とする規定を新たに設けたものでございます。次に第2条第3項第1号中の法律番号については別

第1項に表示したことから、これを削除するものでございます。次に3ページ目ですが、別表第2中、1の助成に係る控除額、入院40,200円を新たに20,000円に、入院外12,000円を6,000円に、2の助成に係る控除額、入院7,500円を2,000円に、入院外4,000円を1,000円に、3の「及び第3号」を「から第6号」にそれぞれ改めるものでございます。なお、この条例は平成26年10月1日から施行するものとし、経過措置として同日前に受けた療養または医療については従前の例による旨、改正文の附則で規定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第35号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申しあげます。平成26年度の国民健康保険事業の予算に関しまして、これまでの実績を基に医療費や世帯数、被保険者数の推計を行うとともに、平成25年度の国民健康保険税の状況や現時点での課税標準額、これらの結果を総合的に踏まえまして、保険税の試算と予算見積もりを行いました。その結果、医療費につきましては、わずかながら減少傾向が継続するものと推測しておりますが、国保税に反映できるほど大きな額ではございませんでした。一方、国民健康保険税の算定におきましては、被保険者数は減少し、反面、課税標準額が増加する傾向にございます。そのため、応能、応益の割合が更に開くことが考えられますので、今回医療費分の所得割の税率を若干下げ、調整することといたしました。予算の見積もりに際しましては、全体としては、資金不足の状況にあり、これまでどおり一般会計からの支援と基金の取り崩しにより財源不足をまかなう考えで編成させていただきました。国保税率の改正による具体的な影響でございますが、医療費分と後期高齢者支援金分をあわせまして、被保険者一人当たり調定額は課税標準額の増加を見込みますと0.71%の減、課税標準額を昨年度と同額としますと概ね3.7%の減となります。では、条例改正につきまして具体的にご説明いたします。改正文をご覧ください。第3条第1項は医療費分の所得割の条項でございますが、税率につきまして100分の7.15を100分の6.99に改め、税率を下げるものでございます。次に附則でございます。施行期日を公布の日、適用区分として平成26年度分からの適用とし、平成25年度分までについては、従前の例としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●議長(山中康樹) えー、議案の説明中ではございますが、ただ今より暫時休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

—— 午後12時 2分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 議案第36号邑南町観光案内所条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。このことにつきましては、かつて道の駅の食堂部分について、指定管理者とは別の事業者へ委託をして管理、運営していた時期がございましたが、

平成21年に指定管理者への一括管理となったことにより、観光案内所の一部を広く一般に占有使用させることがなくなったことなどから、使用に関する部分について、削除、改正するものでございます。議案資料の新旧対照表で説明申しあげますのでご覧ください。

5の1ページ目から2ページにかけてでございますが、現行の第5条から第10条までは使用に関するもので、削除いたします。現行の第11条は、改正後案にありますように第5条に、第12条は第6条となります。続いて5の3ページ目になりますが、第13条第2項中の第11条を第5条に改め、同条を第7条といたします。第14条を第8条とし、第15条から第17条までを6条ずつ繰り上げます。第18条中の第12条を第6条に改め同条を第12条といたします。続いて5の4ページ目の第19条中「、使用者又は使用者以外」という表現を「及びその他」に改め、同条を第13条といたします。第20条第1項を削除し、第2項中「第16条」を「第10条」に改め、これを第1項とし、同条を14条といたします。第21条を第15条といたします。続いて5の5ページにかけての別表を削除いたします。なお、条例の施行日は、公布の日からとしております。以上ご審議をお願いいたします。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 土崎建設課長。

●**土崎建設課長(土崎由文)** 議案第37号邑南町溜池施設条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。本条例で定める溜池は、瑞穂地域淀原にあります淀原大堤でございます。今回の改正は、淀原大堤からの利用料収入が見込めないことから、関係条文を整理するものであります。淀原大堤に関する条例は、平成10年旧町時に農業用水の安定的供給及び住民の憩いの場の提供などを行うことを目的に制定され、ほぼそのまま現在に至っております。制定当時は民間資本により管理釣り場みずほフィッシングエリアとして利用され、当時は中国地方最大との呼び声もあり、盛況でありましたが、諸般の事情により平成14年に閉鎖されております。以来、第5条第1項に規定する溜池以外での使用申請も無く、また、第16条に規定する指定管理を受託する団体も無いことから、溜池以外での使用に関する条文と指定管理に関する条文、第5条から第22条までと別表の溜池施設使用料を削除しようとするものでございます。併せて、第23条中「規則で」を「町長が別に」に改め、同条を第5条とするものでございます。続きまして議案第38号邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。このたびの改正は今年度建設しております日貫団地の設置に伴い、別表を改めるものでございます。新旧対照表をご覧ください。日貫団地に1棟2戸を新設いたします。したがって、改正後の別表に団地名日貫団地、所在地邑南町日貫3056番地12、建設年度平成25年度、構造階数木造平屋、戸当たり面積76.15平米、規模3LDK、戸数2戸、家賃4万4千円を追加するものです。なお、改正後の条例は公布の日から施行することとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議案第39号、40号の2議案についてご説明を申しあげます。まず、議案第39号でございますが、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力

の充実強化に関する法律が施行されたところでございます。これは近年、災害が各地で頻発しておりまして、住民の生命、身体、財産を守るため地域防災力の重要性が増大している中、少子高齢化の進展にもとづきまして、社会情勢の変化によりまして、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております、このため町民の積極的な参加のもと、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、国や地方公共団体の責務等を明らかにするとして制定されたものでございます。この法律第13条には消防団の処遇改善、第14条には消防団の装備の改善等が求められていることを踏まえまして、議案として提出するものでございます。お手元の新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。現行規定の第14条に「水火災、警戒」とありますものを「火災、災害、捜索」としようとするものでございます。これは後ほど説明を申し上げます手当の区分を見直したことによるものでございます。また、「手当」とありますものを「出動手当」と「訓練手当」に区分しようとするものでございます。次に別表第1の年報酬の、団長の報酬でございますけれども、団長の交付税基礎額というようなものがございまして82,500円となっております。これの千円未満を切り捨て8万2千円としまして、団長の報酬の交付税基礎額を現行の報酬額7万円で割りくずしたもので得た率を副団長以下それぞれの階級の現行報酬額にかけあわせて得た額の千円未満を切り捨て得た額に変更しようとするものでございます。次のページをご覧くださいと思います。また、同表の加算部分の機関員ポンプ自動車積載車1台あたりの報酬額も同じように積算し改正しようとするものでございます。次に別表第2の手当の関係でございますが、出動手当と訓練手当に区分し、出動手当につきましては、現行の風水害と地震を災害としてまとめ、警戒につきましては、その他に含めたものでございます。次に出動手当の額でございますが、現行の規定では、捜索を除き1日を単位としておりました。え、これを、単位を半日として改正しようとするものでございます。備考欄をご覧くださいと思いますが、まず、半日を4時間と規定しまして、半日に満たないときでも半日分は支給しまして、半日を超えるときは、半日ごとに手当の額を加算していこうとするものでございます。これにつきましては、今年の豪雨災害時の水防団の活動の実態も踏まえ改善を図ったものでございます。また、訓練手当につきましては、1日を8時間と規定しまして、従事する時間にかかわらず、手当は1日単位で支給しようとするものでございます。3ページをご覧くださいと思います。別表第3の貸与被服等でございますが、現行の品目の消防服の次に新たに雨衣を加えたものでございます。これは、消防庁の消防団の装備の基準に準拠し整備を図るものでございます。条例の施行日でございますが、本文に戻っていただきまして、附則に平成26年4月1日からとしてございます。次に議案第40号についてご説明を申し上げます。この議案の経緯につきましては、先ほどの議案第39号で説明したとおりでございます。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条におきまして消防団の処遇改善を求められていることを踏まえまして、団員の退職報償金の額も改正しようとするものでございます。

消防団員の退職報償金でございますが、町は消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しておりまして、団員一人当たりの掛金に団員の定数を掛けて得た額をこれに支払い、消防団員が退団したときには、この基金から町の会計を経由しまして、支払うものでございます。この法律改正に基づきまして、消防団等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行

令が改正されたところでございます。これにつきましては、消防団に支給される退職報償金につきまして、5年以上経験した者に対して、階級別、勤務年数に応じ退職報償金を引き上げることとされたものでございます。町はこれに準じまして退職報償金の額を条例で定めておりまして、これを改正しようとするものでございます。それでは、新旧対照表でご説明を申しあげますのでそちらをご覧くださいませ。現行の右欄の退職報償金の支給額を改正後の左の額に改正しようとするものでございます。具体的には、現行の階級区分の内、5年以上10年未満の団員の退職報償金の区分14万4千円とありますが、これを20万円としまして、その他の階級や勤務年数区分ことに、すべて一律5万円の引き上げをしようとするものでございます。この条例の施行日でございますが、条例本文に戻っていただきまして、附則に第1項に平成26年4月1日からとしております。2項には、別表の規定つまり階級区分ごとの退職報償金の額のことでございますが、今年4月1日以降に退職した消防団員について適用するものでございます。なお、3月31日以前に退職した消防団員につきましては、改正前の額を支給する旨、規定してございます。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第41号及び議案第42号の提案理由をご説明申しあげます。

まず、議案第41号の邑南町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定についてでございますが、これは、水防法の改正に伴い、関係条例を制定しようとするものでございます。次に、議案第42号の邑南町地域資源活用技術習得施設条例の制定についてでございますが、これは、食の学校の設置条例を制定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議案第41号についてご説明を申しあげます。昨年7月11日でございますが、水防法及び河川法の一部を改正する法律が施行されました。これに基づきまして水防法が改正されたところでございます。水防法では、国土交通省が指定します浸水想定区域内で、避難確保や浸水防止装置について、これを行うべき対象施設を定めてございます。今回の法改正によりまして新たに大規模な工場等が加えられたものでございます。この用途や規模につきましては国土交通省令の基準を参酌し、条例で定めることとしているため議案として提出するものでございます。条例案本文でご説明を申しあげたいと思います。まず第1条でございますが、趣旨を規定してございます。水防法第15条第1項第3号アの規定に基づきまして、邑南町地域防災計画に大規模な工場、その他の施設の名称、これや、所在地を定める場合の当該施設の用途、さらには、規模の基準を定めるものとしております。第2条ではこの基準を規定してしております。施設の用途としましては、工場、作業所または倉庫としておりまして、規模として延べ面積が5000平方メートル以上のものとしたところでございます。この規模につきましては国土交通省令の基準では、水防法施行規則第3条におきまして、延べ面積が1万平方メートル以上のものとされておりますが、町内で稼働しております工場の実態や、地域の基幹産業を守るとい

視点から、五千平方メートル以上の規模が妥当であると判断したとでございます。なお、本町におきます浸水想定区域としましては、羽須美地域の出羽川と江の川の合流点地域が指定されているところでございますが、ご承知のとおり現段階で対象となる工場はございません。条例の施行日でございますが、附則に公布の日からとしております。以上でございます。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 議案第42号 邑南町地域資源活用技術習得施設条例の制定についてご説明申し上げます。この条例は、現在、旧日和保育所で改築を進めております食の学校の設置について制定をするものでございます。1ページめくっていただきまして、施設の設置目的につきましては、第1条に規定しておりますように、専門的な技術と腕に覚えのある人材を活用し地域資源をいかした新商品や新サービス開発を支援するとともに、講師、食材提供者及び研修参加者が、地域の食文化に関する調査、研究、保存等に関わることで、邑南町における暮らしや食文化の魅力を再発見することを目的としております。第2条には、施設の名称として、食の学校という名称を掲げております。第3条から第7条までについては、施設の使用に関することについて規定をしております。第8条からは指定管理者による施設の管理について規定をしております。また、別表として使用料について規定をしております。条例の施行日は、平成26年4月1日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議をお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第43号の提案理由をご説明申し上げます。邑智郡総合事務組合規約の変更についてでございますが、これは、悠々ふるさと会館が川本町へ譲与されることによる規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

●藤間総務課長(藤間修) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 議案第43号 邑智郡総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。平成26年3月31日をもって悠々ふるさと会館の設置及び管理に関する条例を廃止し、平成26年4月1日にさうごうぶんか、複合文化施設悠々ふるさと会館が川本町へ譲与されるため、邑智郡総合事務組合規約第3条第2項並びに第12条第2項を変更する必要性が生じましたので、地方自治法第286条第1項の規定により、組合規約の一部を変更するものでございます。新旧対照表をご覧ください。3分の1ページでございます。組合の共同処理する事務がございます。第3条の第2項を削除し、号数をそれぞれ繰り上げるものでございます。さらに、2ページでございます。3分の2ページ12条組合の共同処理する事務というところでございますが、すいません1ページですね。ところでございますが、2項ただし書き以降を削除いたしまして、別表につきまして、12条関係の別表の事務をそれぞれ号数を繰り上げるものでございます。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第44号の提案理由をご説明申しあげます。市町村建設計画の一部変更についてでございますが、これは、合併特例債発行期限の5年延長に伴う計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、企画財政課長から説明させますのでよろしくお願いします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第44号市町村建設計画の一部変更について、ご説明申しあげます。市町村建設計画につきましては、本町におきましては新町まちづくり計画でございますが、昭和40年法律第6号で施行された市町村合併の特例に関する法律、いわゆる旧合併特例法第5条の規定に基づき、合併市町村の建設の基本方針などについて作成するものとされており、本計画を作成することにより合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債の特例規定として合併特例債が適用されることになっております。本町は、平成16年10月1日に旧三町村が合併しておりますので、この規定により平成16年度及びこれに続く10年度、平成26年度までは合併特例債の借入れが可能という計画になっております。こうした状況のなか、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災が合併市町村における新しいまちづくりに多大なる影響を及ぼしていることから、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が制定され、東日本大震災の被害を受けた特定被災区域を含む合併市町村については、地方債の特例規定の適用期間が10年から15年に延長されました。さらにその後、東日本大震災の影響は被災市町村のみならず、直接の被害を受けなかった合併市町村においても、被災団体への国庫補助金の優先配分による資金不足、企業活動の停滞における事業遅延や防災計画の見直しの検討等が必要とのことから、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律、平成24年6月27日法律第36号でございますが、法改正が行われ、東日本大震災の被害を受けた特定被災区域を含む合併市町村については、地方債の特例規定の適用期間が15年から20年に延長され、被害を受けていない合併市町村についても、地方債の特例規定の適用期間が10年から15年に延長されました。本計画の変更は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、地方債の特例規定の適用期間の延長を行うため、旧合併特例法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。市町村建設計画の変更内容でございますが、現行と改正案を添付しておりますが、先ほど申しあげました特例規定の期間延長に伴い、新町建設計画の期間を平成31年度まで延長を行うこと、合併後に路線名称が変更になった県道にかかる文言整理でございます。具体としましては、計画期間延長にかかわるものとしまして、新町建設計画中3、まちづくりの基本指標、目標の中の文言整理を行い、将来推計人口が平成12年から平成32年であったものを、平成22年から平成42年までのものとしたしました。また、第3章財政計画の中につきましても文言整理を行い、平成16年度から平成26年度までの財政計画を、平成16年度から平成32年度までの財政計画に修正いたしました。合併後に路線名称が変更となった県道、主要地方道にかかる文言整理につきましては、主要事業計画の中に主要地

方道吉田瑞穂線の整備と表記されていたものを主要地方道吉田邑南線の整備と、主要地方道瑞穂赤来線の整備と表記されていたものを主要地方道邑南飯南線の整備と修正いたしました。なお、平成26年2月5日付けで島根県知事への事前協議を行っており、平成26年2月12日付けで県知事より、適当であるとの回答を得ております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第45号及び議案第46号の提案理由をご説明申し上げます。議案第45号は町道路線の廃止についてでございますが、これは、町道5路線を廃止しようとするものでございます。続いて、議案第46号町道路線の認定についてでございますが、これは、新規に9路線を認定しようとするものでございます。詳細につきましては、建設課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議案第45号町道路線の廃止についてご説明申し上げます。議案書に添付している調書をご覧ください。このたび廃止するのは5路線でございます。このうち農道移管に伴う終点変更が2路線、農道移管による廃止が1路線、終点の変更に伴うものが2路線でございます。整理番号1番和田線は、県道高見出羽線より分岐し流田集会所を經由して町道吉時線分岐までの路線でございます。整理番号2番、吉時線は県道高見出羽線より分岐し、町道川淵線を經由し、和田千番地先までの路線でございます。整理番号3番、吉時稗原線は町道吉時線より分岐し、和田964番地先までの路線でございます。整理番号4番、東屋金毘羅線は、町道金毘羅線より分岐し町道泊里大鹿山線分岐までの路線でございます。整理番号5番、青笹西線は、町道青笹線より分岐し町道簾青笹線を經由して町道青笹線分岐までの路線でございます。次ページ以降廃止路線図を添付しておりますのでご覧ください。続きまして、議案第46号町道路線の認定についてご説明申し上げます。調書をご覧ください。このたび認定するのは9路線であります。整理番号1番、和田線は一部農道へ移管する終点変更に伴い県道高見出羽線上原34番地先より分岐し、農道石堂線分岐、和田333番地2先までの路線延長千540.9メートルを認定するものでございます。整理番号2番、和田2号線は、和田線の一部農道への移管に伴い、県道高見出羽線原村千10番地2先より分岐し、下和田橋を經由して農道和田線分岐、和田783番地先までの路線延長160メートルを認定するものです。整理番号3番、吉時線は一部農道へ移管による終点変更に伴い県道高見出羽線原村千182番地1先より分岐して、吉時橋を經由して農道和田線分岐、和田932番地先までの路線延長、323.7メートルを認定するものです。整理番号4番、吉時2号線は吉時線の一部農道への移管に伴い、農道和田線、和田995番地1先より分岐し、和田千番地先までの路線延長231.2メートルを認定するものです。整理番号5番日和桜江線は農林業道路の完成に伴い、町道中日和下郷線、日和850番地1先より分岐し町道鍛冶屋谷線を經由して日和3千254番地13先にて江津市に至るまでの路線延長3千57.9メートルを認定するものです。整理番号6番、横谷山の内線は町道横谷線日和2千533番地9先より分岐し町道中日和山の内線分岐日和764番地先、3、764番3先までの路線延長718.3メートルを

認定するものです。整理番号7番郡山陣ヶ迫線は、町道郡山大坪原線、矢上4千644番地4先より分岐し、住宅団地を經由して町道郡山線分岐矢上5千817番地先まで及び団地内の幹線道の路線延長393.2メートルを認定するものです。整理番号8番、東屋金毘羅線は、終点の延長に伴い町道簾金毘羅線、日貫2千250番地先より分岐して、町道泊里大鹿山線を經由し町道泊里東屋線分岐、日貫2千449番地先までの路線延長千276.5メートルを認定するものです。整理番号9番、青笹西線は終点変更に伴い、町道青笹線分岐日貫千345番地先より分岐し竹屋橋を經由して町道簾青笹線分岐日貫千352番地先までの路線延長553メートルを認定するものです。次ページ以降の路線認定図を添付しておりますのでご覧ください。以上です。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第47号から議案第52号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第47号平成25年度邑南町一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ1億9千503万3千円を減額するものでございます。議案第48号平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ8千439万1千円を増額するものでございます。議案第49号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ420万7千円を減額するものでございます。議案第50号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ533万8千円を減額するものでございます。議案第51号平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ280万円を減額するものでございます。議案第52号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ382万7千円を減額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第47号平成25年度邑南町一般会計補正予算第8号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございしますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9千503万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を145億9千453万5千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。以下、第2条で繰越明許費の設定、第3条で地方債の補正がございします。ページの方、6ページをお開きください。第2表繰越明許費でございします。8.24豪雨災害の影響で、当初予定しておりました期間での事業の実施が困難となったことなどにより翌年度への繰り越しが必要となったものでございます。金額はそれぞれ限度額でございします。2款総務費1項総務管理費でございしますが、企画費で442万円を設定しております。内容はマスコットキャラクター制作費及び町勢要覧作成費でございします。3款民生費1項社会福祉費でございしますが、障害者総合支援法における事務システムの改修事業費で204万8千円を設定しております。次に、6款農林水産業費1項農業費でございしますが、地籍調査事業費で1千610万円と農地費の農地有効利用支援整備事業で1

千240万円を設定しております。2項林業費につきましては、林業振興費で森林総合研究所造林受託事業と公社造林農道保全事業が1千76万5千万円。林道維持費で373万1千円を設定しております。次に7款商工費1項商工費でございますが、観光費でいこいの村耐震設計業務費について、2千84万4千円を設定しております。次に8款土木費2項道路橋りょう費でございますが、道路橋りょう総務費で、8.24豪雨災害対策費として災害残土処理費が173万6千円。道路維持費につきましては、町道補修工事費で1千970万円。道路新設改良費では、高見宇都井線外8路線の改良事業費で2億5千691万8千円。橋りょう新設改良費では、長寿命化事業費1千600万円をそれぞれ設定しております。9款消防費、1項消防費では、8.24災害対策費として、防火水槽の復旧費94万5千円を設定しております。11款災害復旧費でございます。補助災害につきましては、既に発注をしておりますものも含めて工事費の大部分を繰り越す見込みとしております。小災害につきましては、一部を除いて平成26年度当初予算で計上予定としております。1項農林水産施設災害復旧費でございますが、農地関係で5億2千868万2千円。農業用施設関係で3億9千971万5千円。林道関係で1億8千263万4千円。林地崩壊防止事業で961万9千円。それぞれ設定しております。2項公共土木災害復旧費でございますが、8億4千560万円を設定しております。3項その他公共施設、公用施設災害復旧費でございますが、458万2千円を設定しております。続きまして、8ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。はじめに、追加分でございますが、市町村振興資金債を1億5千万円計上しております。これは、農地災害復旧事業に係る測量設計費が災害復旧事業債の対象とならないことから、県と協議を行い資金の手当のために島根県市町村振興資金を借り入れるものでございます。なお、これにより一般財源が増加しますが、今後特別交付税において措置される見込みでございます。次に、現年発生公共土木施設単独災害復旧事業債2億520万円でございますが、公共土木施設の応急復旧及び公共土木施設災害の測量設計費に充当するものでございます。続きまして変更分でございます。観光施設整備事業債、いこいの村しまねの耐震設計事業でございますが、20万円減額して1千760万円に。災害援護資金貸付事業債でございますが、昨年11月末の申請期限までに借入の申し込みがありませんでしたので、1千31万円を全額減額しております。病院設備整備事業債でございますが、公立邑智病院のMRI導入事業費の減額等により、2千840万円減額して3千930万円に、山村開発センター建設事業債につきましては、事業の完了で1千580万円減額して2億4千320万円に、道路改良舗装事業債でございますが、町道改良事業に係る交付金の交付決定を受けて事業量を調整した結果60万円減額して2億1千120万円にそれぞれ変更しております。続いて災害復旧事業債でございますが、補助事業につきましては、補助率の決定に伴い起債の借入額を調整し減額しております。また、単独災害復旧事業債でございますが、農地以外の測量設計費につきましては単独災害復旧事業債の借入が可能であることから、今回調整を行っております。なお、小災害復旧事業債は、農災公共とも平成26年度当初予算の方で計上することにしたので、全額減額としまして補正後の額を0としております。変更分の災害復旧事業債でございますが、現年発生農地補助災害復旧事業債から9ページの林地崩壊防止事業債まで、合計で5億8千410万円減額となっております。これにより、地方債の限度額の合計は、補正前の限度額23億1千640万円から2億8千700万円を減額して、20

億2千940万円とするものでございます。次のページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから4ページは総括表となっております。説明の方は5ページからさせていただきますので、めくっていただきまして5ページの方をお開きください。主なものを説明させていただきます。はじめに歳入でございます。1款町税でございますが、滞納繰越分も含めて収入見込み額に基づいて補正を行っております。6款地方消費税交付金から次の7ページでございますが、9款地方特例交付金までは、交付決定見込額による補正でございます。10款地方交付税でございますが、1億2千805万7千円を増額計上しております。災害復旧事業の一般財源の増額分に対応するため昨年12月に交付決定された特別地方交付税を増額計上しております。7ページの下から12款分担金及び負担金、それから続きまして9ページの方でございますが、13款使用料手数料、14款国庫支出金は、いずれも決算見込額に基づいて補正を行っております。11ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、3民生費国庫補助金の102万3千円は障害者総合支援法における事務システムの改修事業費に充当するものでございます。8土木費国庫補助金でございますが、市木住宅の台風被害の復旧に対する補助金を計上しております。13ページをお開きください。県支出金でございますが、決算見込額に基づいて補正を行っております。15ページをお開きください。11災害復旧費県補助金でございますが、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業について、補助率が決定したことにより2億1千330万9千円を増額しております。17ページをお開きください。17款寄付金でございますが、ふるさと寄付金が5件で24万2千円。指定寄付金が1件10万円でございます。指定寄付金につきましては、歳出の方で日本一の子育て村推進基金に積み立てることとしております。18款繰入金2項基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金を1億2千360万9千円減額しております。災害復旧事業の一般財源増額分に対して特別地方交付税が増額決定されたことを受けて調整するものでございます。以下繰入金につきましては、決算見込額に基づいて補正を行っております。20款諸収入につきましても、決算見込額に基づいて補正を行っております。19ページをお開きください。21款町債でございますが、先ほど地方債補正で説明いたしましたので省略させていただきます。続きまして23ページをお開きください。歳出でございます。1款議会費につきましては、282万5千円の減額となっておりますが、新人議員さんの任期の関係で期末手当が減額となったことなどによるものでございます。2款総務費1項総務管理費でございますが、職員手当等が2千642万8千円減額となっております。退職手当組合特別納付金の減額が主な要因でございます。24ページの説明欄の方でございますが、一般管理費で広島新庄高校への補助金100万円を計上しております。その下、町歌制定事業費でございますが、さだまさし氏に依頼することとしたため、一般への募集経費、応募された作品の審査経費、作詞作曲者への賞金等を減額するものでございます。23ページの下、6企画費でございますが、それぞれ決算見込額に基づく補正額を計上しております。25ページをお開きください。8地域振興及び人口定住対策費、12生活交通確保対策事業費ともに決算見込に基づく補正額を計上しております。27ページをお開きください。2項徴税費から4項選挙費につきましても決算見込額に基づく補正額を計上しております。3款民生費1項社会福祉費でございます。こちら決算見込みに基づく補正でございますが、28ページの説

明欄国民健康保険事業特別会計繰出金を1千233万5千円減額しております。このうち、町からの財政調整繰出金は、660万円減額の1千万円となっております。29ページをお開きください。社会福祉総務費の続きでございますが、右の説明欄の8. 24豪雨災害対策費の1千572万5千円の減額でございますが、被災者生活再建支援金が75万円の減額。貸付金の方で災害援護資金の申請をされる方がなかったため1千310万円の減額となっております。2社会福祉施設費につきましては、くるみ邑美園の指定管理料の年度精算に伴う増額分を計上しております。31ページをお開きください。2項児童福祉費でございます。2児童福祉措置費でございますが、各保育所の決算見込みにより保育所措置費の増額分を計上しております。公立保育所の指定管理料が665万8千円増額、それから扶助費の方でございますが私立保育所分でございます。379万6千円増額となっております。3児童福祉施設費でございますが、くるみ学園の指定管理料の年度精算に伴う増額分を計上しております。33ページをお開きください。4款衛生費1項保険衛生費でございます。保健衛生総務費では、689万円の減額を計上しております。簡易水道事業及び下水道事業への繰出金の減額などがございます。35ページをお開きください。病院費でございますが、病院設備整備事業におきましてMRI導入事業費が減額になったことなどにより、繰出金を2千828万1千円減額としております。5款労働費でございますが、緊急雇用創出事業として林地残材利活用事業を民間事業者へ委託して実施する見込みでしたが、民間事業者において補助事業の対象となる新規の雇用が確保できなかったため事業を取りやめるものでございます。6款農林水産業費1項農業費でございます。決算見込みに基づく補正でございますが、36ページの一番下の欄、数量調整円滑化推進事業に200万円を計上しております。集落営農等の法人化支援交付金で、本年度中に新たに5法人が設立される見込みであることから交付金を計上しております。37ページをお開きください。それぞれ、決算見込みに基づく補正を計上しております。39ページをお開きください。2林業振興費でございますが、公社造林及び町行造林において事業量及び事業費の減額をしております。7款商工費1項商工費でございます。2商工業振興費で1千680万9千円を減額しておりますが、農林商工等連携サポートセンター事業で、地域おこし協力隊制度を活用して都会からの人材を受け入れておりますが、やむを得ず途中で契約を解除されたことなどにより、事業費が減少するものでございます。41ページをお開きください。8款土木費でございますが、それぞれ決算見込みに基づく補正でございます。ページの方進めていただきまして45ページをお開きください。10款教育費でございますが、決算見込みによる補正等でございます。文化財保護費の発掘調査費の減額分は、下口羽輪の内遺跡の報告書作成が、類例比較等を慎重に行う必要があることなどから次年度以降になる見込みであり、今回減額するものでございます。11款災害復旧費でございます。補助事業につきましては、平成25年度の割り当てが未定のため、概算での計上となっております。農地及び農業用施設につきましては、事業費の約85%を、公共土木施設につきましては約50%を、林道につきましてはほぼ全額を計上しております。なお、小災害復旧事業は、農災公共とも一部を残してほとんどの事業費を平成26年度当初予算に計上することとしましたので、大きく減額となっております。47ページの方でございますが、合計額のところでございますが、1項の農林水産施設災害復旧費は、補正額が1億2千516万1千円の増額で、15億7千633万8千円となっております。続いて49ページ

でございますが、2項の公共土木災害復旧費は、1億6千355万4千円減額で、11億7千535万3千円となっております。説明の方は以上でございます。よろしくお願いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 私の方からは、議案48号と49号の2議案についてご説明いたします。まず、第48号平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千439万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億5千127万2千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。このたびの補正は、歳入では、保険基盤安定などのルール分の繰入金が増加したこと、前期高齢者交付金の精算交付があったこと、歳出では、特定健診と保健指導の国庫負担金及び療養給付費国庫負担金の過年度返還金が生じたこと、後期高齢者支援金が増加したこと、以上の点を修正したほか、基金による調整を行い、補正を行っております。まず、歳入でございますが、9款の繰入金のうち基金繰入金につきましては、繰入金の確定や返還金による財源不足を補てんするため659万2千円の増額、一般会計繰入金については、保険基盤安定などのルール分等について確定により1千233万5千円の減額でございます。次に、12款の前期高齢者交付金でございますが、前々年度の精算交付が行われた影響を受け9千13万4千円の増額でございます。次に、6ページ、7ページをお開きいただき、歳出でございます。1款の総務費でございますが、国保データベースシステムのバージョンアップの手数料として99万8千円の増額でございます。次に、2款の保険給付費でございますが、前期高齢者交付金の精算交付の影響を受け財源修正を行っております。次に、8ページ、9ページをお開きいただき、7款の国保会計基金積立金でございますが、前期高齢者交付金の精算交付があったことにより財源超過となったものについて基金へ積み立て今後の精算に備える必要がありますので、8千353万4千円の増額でございます。次に、9款の償還金でございますが、平成24年度の特定健診と保健指導の国庫負担金、及び療養給付費国庫負担金の返還金が生じておりますので、65万2千円の増額でございます。次に、10款の後期高齢者支援金でございますが、確定の見込みにより79万3千円の減額でございます。以上が、邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の説明でございます。続きまして、議案第49号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ420万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6千524万4千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。この度の補正は、平成25年度保険料を異動等により修正したこと、保健事業と保険基盤安定が確定しつつあることにより必要な修正を行い、補正を行っております。まず、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、異動等により、特別徴収保険料を121万9千円の減額、普通徴収保険料を119万6千円の減額、合計で241万5千円減額しております。次に、3款の保健事業委託金でございますが、保健事業の確定見込みにより50万円の減額でございます。次に、4款の繰入

金でございますが、保険基盤安定の確定見込みにより129万2千円の減額でございます。次に、6ページ、7ページをお開きいただき、歳出でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入でご説明いたしました、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定の補正を受けまして、それぞれ同額の241万5千円と、129万2千円の減額でございます。次に、3款の保健事業費でございますが、確定見込みにより50万円の減額でございます。以上が邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号の説明でございます。以上2議案につきまして地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第50号、平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計 補正予算第5号につきましてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ533万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6千862万3千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費によるものでございます。第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。第2表繰越明許費でございますが、簡易水道事業災害復旧費895万円を繰越明許費とするものでございます。5ページをご覧ください。簡易水道事業債を補正前の限度額1億1千990万円から10万円減額し、補正後の限度額を1億1千980万円とするものでございます。主な補正につきましてご説明申しあげます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、水道使用料が69万円の増額でございます。利子及び配当金は5千円の減額でございます。一般会計繰入金が533万9千円の減額でございます。雑入は、58万4千円の減額でございます。これは災害給付金の減によるものです。町債は10万円の減額でございます。6ページをお開きください。歳出の一般管理費でございますが、438万8千円を減額しておりますが、これは消費税申告額の確定による減額が主なものでございます。簡易水道事業費でございますが、94万5千円を減額しておりますが、入札による工事請負費の減額によるものでございます。基金積立金は、利子の減額による5千円の減額でございます。以上でございます。続きまして、議案第51号、平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7千167万4千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。主な補正につきましてご説明申しあげます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、平成25年度の浄化槽設置基数の増により、衛生費分担金が160万円の増額でございます。一般会計繰入金は440万円の減額でございます。6ページをお開きください。歳出の農業集落排水事業一般管理費が140万円の減額でございます。これは、施設の電気料の減額によるものでございます。下水道事業一般管理費が140万円の減額でございます。これは、施設の電気料及び、施設管理委託

料の減額によるものでございます。公債費につきましては、衛生費分担金の増額により、特定財源と一般財源の財源更生を行うものでございます。以上でございます。

●議長(山中康樹) えー、議案説明の途中でございますが、ここで休憩いたします。再開は午後2時35分といたします。

—— 午後2時22分 休憩 ——

—— 午後2時35分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。

●情報推進課長 番外。

●議長(山中康樹) 小林情報推進課長。

●情報推進課長 議案第52号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3千165万9千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをご覧ください。主なものについて説明いたします。歳入でございます。1款、分担金及び負担金、情報通信施設負担金141万9千円の増額でございます。これは主に、引き込み工事の増によるものでございます。2款使用料及び手数料、情報通信施設使用料、224万円の減額でございます。これは主に、IP電話使用料の減によるものでございます。次に6ページをご覧ください。8款、諸収入、雑入314万9千円の減額でございます。これは、保険対象となる水害や落雷、火災等が今年度は数多く発生しており、保険給付金請求の一部を翌年度に回すものでございます。8ページをご覧ください。歳出でございます。1款総務費、一般管理費、135万4千円の減額でございます。これは、IP電話無料通話による使用料の減によるものと消費税の確定による公課費の減、及び支障移転工事の増によるものでございます。3款基金積立金、電気通信事業基金積立金、247万3千円の減額でございます。以上、補正額合計382万7千円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第53号から議案第59号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第53号、平成26年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ137億2千500万円とするものでございます。議案第54号 平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ14億5千900万円とするものでございます。議案第55号、平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8千万円とするものでございます。議案第56号、平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億7千400万円とするものでございます。議案第57号、平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6億8千100万円とするものでございます。議案第58号、平成26年度邑南町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9億7千300万円とするものでございます。議案第59号、平成26年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億5千700万円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長 議案第53号、平成26年度邑南町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ137億2千500万円と定めるものでございます。第2項、歳入歳出予算の区分及び金額につきましては、2ページから8ページの第1表歳入歳出予算に記載しております。なお、詳細は後ほど事項別明細書でご説明申し上げます。第2条、地方債でございますが、第2表でご説明申し上げます。第3条、一時借入金でございますが、限度額を20億円としております。第4条、歳出予算の流用でございますが、人件費のみ同一款内での流用を認めることとしております。次に、ページの方をめくっていただきまして、9ページをお開きください。第2表地方債でございます。上の方から、過疎地域自立促進特別事業債でございますが1億9千940万円を計上しております。これはいわゆる過疎ソフト事業債でございます。観光施設整備事業債6億3千880万円は、いこいの村耐震補強等事業に充てるものでございます。障害者福祉施設等整備補助事業債6千770万円は、愛香園改築事業に対する補助金に充てるものでございます。病院設備整備事業債1千万円は、公立邑智病院への繰出金の内、設備整備費用に充てるものでございます。基盤整備促進事業債5千880万円は、県営中山間地域総合整備事業、県営農道保全事業等の負担金及び農道改修事業に充てるものでございます。県営林道整備事業債900万円は、県営林道三坂小林線の負担金でございます。木材市場整備事業債1億1千400万円は、江の川共販市場拡張事業に充てるものでございます。道路改良舗装事業債1億150万円は、町道判場川角線外10路線の改良及び県道改良負担金、橋梁長寿命化事業に充てるものでございます。公営住宅建設事業債6千180万円は、日南原住宅の建設と矢上団地及び段ノ原住宅ストック改善事業に充てるものでございます。消防施設整備事業債1千400万円は防火水槽整備に、救急車両整備事業債2千740万円は江津邑智消防組合の負担金に、消防車両整備事業債1千940万円は消防ポンプ自動車の購入に充てるものでございます。学校施設整備事業債6千340万円は、矢上小学校多目的集会施設建設事業及び石見中学校校舎改修事業に充てるものでございます。環境改善センター改修事業債1千130万円は、矢上環境改善センターの改修に充てるものでございます。次に、災害復旧事業関係でございますが、農地、農業用施設、林道、公共土木施設の災害復旧事業債を計上しております。限度額は合計で4億700万円でございます。最後に、臨時財政対策債が3億6千955万円。合計しまして21億6千945万円で、対前年比7億4千985万円の増額でございます。次のページから予算に関する説明書でございます。1ページから6ページは総括表になっております。説明の方は7ページからさせていただきます。7ページをお開きください。まず歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1款の町税でございますが、科目によって増減がございます。全体では前年比で260万2千円の減額と見込んでおります。9ページをお開きください。2款の地方譲与税から9款地方特例交付金までは地方財政計画などを参考に予算計上をしております。11ページをお開きください。6款地方消費税交付金でございますが、消費税率の改正に伴う増額分として前年度に比べて1千95万6千円の増額、1億1千730万4千円を計上しております。13ページをお開きください。10款地方交付税でございます。まず普通地方

交付税は前年度に比べ2.3%減の59億7千600万円を見込んでおります。また特別地方交付税は前年度に比べ23.8%増の6億9千800万円を見込んでおります。12款分担金及び負担金でございますが、分担金につきましては、基盤整備事業及び農地農業用施設災害復旧事業などに係る分担金など2千940万8千円の増額を見込んでおります。ページの方進めていただきまして、19ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3民生費国庫負担金でございますが、対前年度4千546万8千円増額の4億3千71万3千円を計上しております。増額要因としましては、障害者自立支援事業に係る介護給付費等を2千212万3千円、児童手当国庫負担金を1千738万2千円それぞれ増額見込みとしております。11災害復旧費国庫負担金は、6億6千600万円を計上しております。21ページをお開きください。2項国庫補助金でございます。3の民生費国庫補助金が対前年5千350万円増額の6千18万4千円でございます。これは、消費税の引き上げに伴い低所得者の方などへの支援を行う臨時福祉給付金等の財源となるものでございます。8土木費国庫補助金でございますが、対前年度1億4千763万4千円減額の2億506万6千円を計上しております。災害復旧事業を優先して実施するため社会資本整備総合交付金等を減額計上しております。23ページをお開きください。15款県支出金、1項県負担金、3民生費県負担金でございますが、対前年度1千964万円増額の2億2千419万8千円を計上しております。国庫負担金と同様に、障害者自立支援事業に係る介護給付費及び児童手当負担金の増額を見込んでおります。商工費県負担金の減額504万円は、神々の国しまねに係る派遣職員の負担金減額分でございます。2項県補助金、2総務費補助金でございますが、対前年度4千143万円減額の4千112万1千円を計上しております。定住促進賃貸住宅建設事業補助金の減額及び健康センター元気館への太陽光パネル設置事業の完了に伴う補助金の減額などが主な要因でございます。25ページをお開きください。3民生費県補助金でございますが、児童福祉費補助金で保育士等処遇改善補助金及び子ども子育て支援システム構築費用の増額で、7千730万円を計上しております。4衛生費補助金でございますが、対前年度1千354万3千円増額の2千8万4千円を計上しております。増額分として断魚溪の改修に充てるための自然環境整備交付金を1千350万円見込んでおります。27ページをお開きください。5労働費県補助金940万円でございますが、緊急雇用創出事業補助金として、森林バイオマス関連の人材育成を目的とした事業に充てるものでございます。6農林水産業費県補助金でございますが、対前年度1億3千151万2千円増額の3億7千713万1千円を計上しております。増額要因としましては、江の川共販市場拡張事業に充てるものとして、林業費農業費補助金の森林整備加速化・林業再生事業費補助金を1億1千403万5千円見込んでおります。29ページをお開きください。県補助金の続きでございますが、農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金として3億3千394万7千円を計上しております。31ページをお開きください。16款、財産収入につきましては、前年度に比べて大きく変わるものはございません。33ページをお開きください。18款2項基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金としまして、1億4千804万9千円を計上しております。災害復旧事業に係る一般財源の増額分に充てるために繰り入れるものでございます。減債基金繰入金でございますが、平成21年度以降、5億円を超えて事業を行い起債を借り入れた際に実質町負担額を減債基金に積み立て、起債の償還に合わせて計画的に取り崩すこと

にしているものでございます。35ページをお開きください。基金繰入金の続きでございますが、14いこいの村香木の森基金繰入金につきましては、耐震補強等事業の財源に充てるため、繰入額を増額計上しております。15ふるさと基金繰入金は、邑南町の歌制作費の財源とするものでございます。21地域経済活性化基金繰入金は、平成25年度第6号補正予算で地域の元気臨時交付金を財源として積み立てたものを全額取り崩して、施設等の大規模改修事業などの財源とするものでございます。37ページをお開きください。20款諸収入、3項貸付金元利収入で、地域総合整備資金貸付金元利収入の1千600万円の減額でございますが、医療法人徳祐会の施設整備事業に対する貸付金が完済されることに伴う減額でございます。4項受託事業収入、1普通建設事業受託収入でございますが、森林総合研究所造林受託事業を増額計上しております。39ページをお開きください。20款諸収入、5項雑入、2雑入でございますが、前年度に比べまして1千47万6千円減額しております。減額の主なものとしましては、他団体補助金のふるさと財団助成金が研修制度の変更に伴い1千8万円減額。雑入で、香木の森を指定管理したことに伴い売り上げ収入を指定管理者が収受することになったため1千400万円の減額などがございます。一方増額分としましては、他団体補助金に、ふるさとの森再生事業費補助金として、公益財団法人いづも財団からの補助金904万9千円を計上しております。41ページから21款町債でございますが、地方債のところでご説明させていただきましたので省略させていただきます。続きまして45ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、全体を通してのことでございますが、職員給与費については昨年度と同様に、25年度末の退職予定者分については各科目から除外し、新年度採用予定者分については一般管理費等に計上しております。職員給与費につきましては、一般会計全体では前年度に比べまして4千419万8千円の増額となっております。それから、もう一点でございますが、邑智郡総合事務組合の負担金でございます。一般会計で3千735万9千円の減額となっております。介護保険事業では319万3千円の増額となっておりますが、情報システム課分で基幹システムの更新が完了したことにより3千253万5千円が減額、環境衛生費の関係で平成10年度及び15年度の施設整備事業に係る起債の償還が完了したことなどにより534万5千円の減額というようなことが主な要因でございます。これにつきましては、それぞれの該当科目で減額したそれぞれの事業費を計上しております。続きまして各款ごとに主なものを説明させていただきます。1款議会費でございます。前年度に比べ995万5千円の増額となっておりますが、平成24年度末の職員退出分が調整された結果でございます。2款総務費でございます。前年度に比べ2千206万9千円の増額となっております。右の説明欄でございますが、主なものとしましては、職員給与費が1千489万4千円減額の4億5千347万4千円。続きまして48ページの方でございます。ページの下の方でございますが町歌制定事業費が1千560万円。8. 24豪雨災害対策費の378万5千円は、県から派遣を受ける職員の派遣手当でございます。50ページの方でございますが、合併10周年記念事業費及び行財政審議会費を新たに計上しております。51ページをお開きください。5財産管理費でございますが、前年度に比べ1千668万5千円の減額となっております。主なものは、マイクロバス購入費、財産台帳整備事業の終了に伴う減額などがございます。6企画費でございますが、前年度に比べ2千884万5千円の減額となっております。主なものでございますが、54ページの説明欄をお

開きください。005地域コミュニティ再生事業で、新たに矢上地域での取り組みが見込まれるため、256万円増額の1千559万8千円。010矢上高校教育振興会補助事業費につきましては、通学支援及び部活動支援として425万1千円増額の825万1千円を計上しております。一方、健康センター元気館への太陽光発電システム等の設置事業が完了したことにより3千50万円が減額となっております。ページの方は55ページをお開きください。地域振興及び人口定住対策費でございます。前年度に比べ3千396万4千円の減額となっております。右の説明欄ですが、001の邑南町研修事業につきましては、実施体制の見直しを行ったことにより、4千272万4千円減額の305万2千円を計上しております。005の自治会館整備事業費は、下口羽自治会館の屋根、長田自治会館の駐車場用地確保、原山自治会館の改修などで1千469万7千円を計上しております。57ページをお開きください。下の方、情報政策費の増額分は、電気通信事業会計への繰出金で施設整備に係る償還金の返済が本格化したことによるものでございます。61ページをお開きください。2項徴税費でございます。ほとんどが経常経費でございますが、公用車購入費、システム改修費の減額などにより、徴税費全体では前年度に比べ1千252万7千円減額の1億3千809万6千円を計上しております。ページの方進めていただきまして65ページをお開きください。4選挙費でございますが、県知事及び県議会議員選挙費として775万1千円を計上しております。平成27年の4月に予定されているものの準備経費でございます。67ページをお開きください。5項統計調査費でございますが、平成26年度では農林業センサスが予定されております。69ページをお開きください。3款民生費でございます。1項社会福祉費の1社会福祉総務費でございますが、前年度に比べ3千124万5千円増額の3億8千204万円を計上しております。72ページの方を見ていただきますと、増額の主なものでございますが72ページの下の方、021臨時福祉給付金支給事業費の4千291万5千円と次の74ページになりますが、025子育て世帯臨時特例給付金事業費960万5千円が新たに増額となるもので、歳入の方でもご説明しましたが、低所得世帯や子育て世帯に対する消費税の引き上げの影響を緩和するための事業でございます。左側の73ページの方にちょっと戻っていただきますと、2社会福祉施設費につきましては、施設改修等の普通建設事業の増額で、1億4千630万4千円を計上しております。3老人福祉費から次の75ページは、主に経常経費でございます。77ページの方をお開きください。6障害者福祉費につきましても経常経費が主なものでございます。増額分は、訓練等給付費及び介護給付費を実績に基づいて計上しているためでございます。79ページをお開きください。介護保険事業費でございますが、権利擁護センター運営事業費の増額などで、4億4千850万5千円を計上しております。81ページをお開きください。2項児童福祉費でございます。こちらも経常経費が主なものでございます。1児童福祉総務費の増額分は、児童手当の増額が2千419万2千円などでございます。83ページをお開きください。2児童福祉措置費につきましては、保育所措置費が小規模保育所等への助成も含めて2千740万6千円増額の4億8千606万1千円。説明欄84ページの下の方になりますが、新たに010保育士等処遇改善費を723万円計上しております。ページの方87ページをお開きください。4款衛生費でございます。1保健衛生費でございますが、867万9千円増額の5億4千155万8千円を計上しております。簡易水道事業特別会計繰出金及び下水道事業特別会計繰出金が増額となっ

ております。その他保健衛生費につきましては、経常経費が主なものでございます。前年と大きく変わるものはございません。ページの方進めていただいて95ページをお開きください。8病院費でございますが、前年度と比べ5千672万9千円減額の3億4千754万4千円を計上しております。施設整備事業に対する資本費繰出金が減額となっているものでございます。97ページをお開きください。5款労働費の緊急雇用創出事業費940万円でございますが、森林バイオマス雇用拡大事業として、木質バイオマス事業関係の人材育成を目的とした事業でございます。6款農林水産業費1農業費でございます。98ページ説明欄の003機構集積支援事業は、前年度の農地制度実施円滑化事業を引き継いで実施されるものでございます。99ページをお開きください。3農業振興費でございますが、前年度に比べ968万3千円増額の3億6千446万7千円を計上しております。100ページの説明欄でございますが、005の多面的機能支払事業費は、農地水保全管理支払交付金事業に替わるものでございます。ページの方102ページでございますが、説明欄010新規就農者支援事業の03アグリビジネスモデルコンテスト事業は、地域での農業経営のアイデアを広く募集し合わせて新規就農者の定着を図ろうとする事業でございます。また、011農業担い手育成、確保支援事業費に1千939万2千円を計上しております。このうち03就農支援アドバイザー設置事業費及び04おーなんアグサポ隊事業費は、新たに取り組むものでございます。なお、アグサポ隊事業は地域おこし協力隊制度を活用して行うものでございます。左側の101ページの下の方でございますが、5農地費は、前年度に比べ6千864万9千円増額の3億8千313万7千円を計上しております。主なものでございますが、104ページの説明欄をお開きください。005特定中山間保全整備事業償還費につきましては、事業が完了し償還が本格的に始まることから、1千210万7千円増額の1千823万2千円。006下水道事業特別会計繰出金が2千635万6千円増額の3億1千329万5千円。012県営中山間地域総合整備事業費負担金が2千万円増額の2千100万円などとなっております。103ページの下の方でございますが、6農業基盤整備費は、県営農道保全事業負担金及び農道基盤整備費後木屋線の増額で、5千650万円を計上しております。105ページをお開きください。7施設整備管理費が2億7千89万9千円減額となっておりますが、山村開発センター建設事業が終了となるための減額でございます。8地籍調査費につきましては、前年比711万9千円増額の1億4千58万7千円を計上しております。107ページをお開きください。2項林業費でございますが、2林業振興費は、前年度に比べ2億6千936万5千円増額の3億7千303万5千円を計上しております。108ページの説明欄でございますが、001森林総合研究所造林受託事業費が3千951万4千円の増額で5千871万円。008ふるさとの森再生事業費が905万。010江の川共販市場拡張事業が2億3千31万3千円などとなっております。ページは111ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2商工業振興費でございますが、農林商工等連携サポートセンター事業で食の学校の整備が完了したことに伴い対前年度比723万9千円の減額となっております。食の学校整備事業費として726万5千円を計上しておりますが、内容は食の学校の運営費でございます。112ページの006コミュニティビジネス支援事業費の邑南町農林商工チャレンジ事業は中小企業の積極的な事業展開を支援するため新たな取り組みでございます。3観光費でございますが、前年度に比べ7億5千345万3千円増額の8億2千7

65万9千円を計上しております。114ページ説明欄でございます。009断魚溪改修事業費が3千万円増額。010いこいの村霧の湯管理費がいこいの村耐震補強等事業を実施することで7億322万8千円の増額となっております。115ページから8款土木費でございます。1項土木管理費は経常経費でございます。117ページをお開きください。2項道路橋りょう費でございます。2道路維持費では、除雪車の格納庫整備事業が完了したことなどで前年度比で1千525万3千円の減額となっております。3道路新設改良費でございますが、前年度に比べ3億6千935万3千円減額して、2億2千109万円を計上しております。災害復旧事業を優先的に実施する必要があることや25年度事業の多くが26年度に繰り越しとなる見込みであるため、事業量を抑えて計上しております。ページの方は進めていただきまして、121ページをお開きください。4項住宅費でございますが、既設公営住宅ストック改善事業で、段の原団地の改善を計画しております。123ページをお開きください。2住宅建設費を前年度と比べ2千790万3千円増額としております。日南原2号団地の建設を予定しております。125ページをお開きください。3住宅政策費は、前年度比1千884万3千円減額としております。集落振興対策助成事業を516万7千円増額する一方で、賃貸住宅建設補助事業を2千400万円減額としております。9款消防費でございます。1常備消防費につきましては、負担金が918万6千円の減額となっております。一方、2非常備消防費は、報酬の改定及び消防大会及び消防操法大会出場費などで前年度比612万7千円の増額となっております。127ページをお開きください。消防設備費でございますが、前年度に比べ2千687万円の増額となっております。消防備品管理費が779万3千円。防火水槽設置事業費が1千860万円の増額などによるものでございます。4防災費では前年度比176万9千円の減額となっておりますが、防災無線の管理について、一部を総務費に計上したためでございます。災害装備品の拡充に合わせ、新たにハザードマップ修正事業費を196万9千円など計上しております。129ページをお開きください。10款教育費でございます。2事務局費につきましては、人件費が減額となっておりますが、事業費は前年度と大きな変更点はございません。ページの方進めていただきまして、135ページをお開きください。2項小学校費でございます。学校管理費につきましては、低学年複式、学習、生活支援事業及び職員給与費が増額となっております。137ページをお開きください。3学校建設費でございますが、矢上小学校多目的集会施設建設事業費を1億900万円計上しております。141ページをお開きください。中学校費の3学校建設費でございますが、石見中学校の校舍改修費を990万円計上しております。4項社会教育費でございますが、前年度に比べ1千607万円増額となっております。主に人件費の増額分でございます。143ページをお開きください。2公民館費でございますが、前年比580万6千円増としております。主な内容としましては、矢上改善センターの改修事業費を含む施設管理費が1千428万8千円の増額。職員給与費が815万4千円の減額などとなっております。145ページをお開きください。4社会教育施設費でございますが、前年度に比べ1千171万6千円増額となっております。主な内容としましては、青少年旅行村のプール配管改修費が730万円、元気館の空調等調整パネルの改修などが226万円などでございます。147ページをお開きください。5文化財保護費でございます。前年度に比べ1千61万6千円増額となっております。主な内容としましては、ハンザケ自然館の改修等で650万2千円。

県営林道三坂小林線の発掘調査費が452万4千円などでございます。151ページをお開きください。11款災害復旧費でございますが、補助災害につきましては、平成25年度の国からの割り当てが決定しておりませんので、概算として査定事業費の約半分を計上しております。なお、小災害につきましては、見込み額を全額計上しておりますが、測量設計が完了した段階で事業費が変更となる可能性があります。1項の農林水産施設災害復旧費でございますが、1の農地災害復旧費として補助災害92箇所、小災害350箇所を見込んでおりまして、合わせて3億8千765万9千円を計上しております。また、2農業用施設災害復旧事業費として、補助災害46箇所、小災害150箇所2億1千641万5千円を計上しております。153ページをお開きください。3林道災害復旧費でございますが、補助災害は全額25年度分で計上しており繰り越して行う予定としております。小災害のみ平成26年度で計上しております。76箇所を見込んでおり、2千470万円を計上しております。4農林水産施設災害復旧管理費は、職員給与等の事務費でございます。2項公共土木災害復旧費でございますが、補助災害93箇所、小災害200箇所を見込んでおりまして、合わせて8億5千892万2千円を計上しております。155ページをお開きください。2公共土木災害復旧管理費は、職員給与等の事務費でございます。12款公債費でございます。元金は前年度に比べまして6千254万4千円減額。利子は、2千525万3千円減額となっております。157ページでございますが、98款予備費としまして前年同様3千万円を計上しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 私の方からは議案第54号から56号までの3議案につきましてご説明申しあげます。まず、議案第54号、平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5千900万円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。平成26年度の予算につきましては、議案第35号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正でご説明いたしましたように、医療費や被保険者数の推計などを参考に見積もりを行いました結果、昨年度と比べ若干ではございますが減少したものの引き続きまして財源不足額が見込まれましたので、一般会計繰入金、基金繰入金でその補てんをさせていただくほか、国保税につきましては、応能、応益の均衡をはかるため医療費分の所得割税率を下げさせていただくこととしておりますので、これらを反映させた内容となっております。まず、歳入からご説明いたします。1款の国民健康保険税でございますが、一般被保険者、退職被保険者ともに被保険者数が減少傾向にあり、それを反映し、一般被保険者の現年度分は、2億332万3千円、前年度と比べ803万2千円、率にして3.8%の減、退職被保険者の現年度分は、3千66万3千円、前年度と比べ762万5千円、率にして19.9%の減、滞納繰越分につきましては、それぞれ昨年度と同額の3万円とし、国民健康保険税の総額を2億3千401万6千円としております。次に、6ページ・7ページをお開きいただき、4款の国庫支出金関係でございます。療養給付費負担金につきましては、1節の療養給付費負担金から4節の後期高齢者医療支援金までの各節について国の32%を定率負担を受

けておりまして、医療費推計等を参考に全体を1億9千676万3千円としております。次に、高額医療費共同事業負担金でございますが、これは高額医療費共同事業拠出金へ充当される国庫負担金で、所要額の4分の1につきまして、780万8千円としております。次に、国庫補助金の調整交付金でございますが、国の予算を参考に、6千555万円としております。また、特別調整交付金につきましては、直営診療所分として、631万5千円としております。次に、8ページ、9ページをお開きいただき、5款の県支出金でございます。高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と全く同じ内容でございますが、国と同額としております。次に、県補助金の調整交付金でございますが、普通財政調整交付金を3千124万5千円、特別調整交付金を2千142万6千円、全体で5千267万1千円としております。次に、6款の共同事業交付金でございますが、これは高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金ともに保険者負担の59%を補てんする交付金でございますが、全体で1億6千883万5千円としております。次に、10ページ、11ページを開きいただき、8款の療養給付費交付金でございます。これは退職被保険者の療養給付費等に充てるものでございまして、1億1千491万8千円としております。次に、9款の繰入金でございます。基金繰入金につきましては、2千925万6千円としておりまして、基金残高は、約1億1千万円となります。次に、一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金が3千959万5千円、財政調整繰入金を除くルール分が合計で6千584万2千円、町単独の財政調整繰入金1千万円と合わせますと、1億1千543万7千円としております。次に、12ページ、13ページをお開きいただき、12款の前期高齢者交付金でございますが、国保連合会の推計を参考に、4億5千509万5千円としております。次に、14ページ、15ページをお開きいただき、歳出でございます。まず、1款の一般管理費でございますが、総額を4千528万6千円としております。次に、16ページ、17ページをお開きいただき、2款の保険給付費関係でございますが、いずれも医療費推計を基に計上させていただきました。一般被保険者療養給付費につきましては、7億4千979万6千円、退職被保険者等療養給付費につきましては、9千388万5千円としております。次に、18ページ、19ページをお開きいただき、高額療養費でございますが、一般被保険者高額療養費につきましては、1億89万9千円、退職被保険者等高額療養費につきましては、1千602万円としております。次に、出産育児一時金でございますが、10人分として420万円計上しております。次に、20ページ、21ページをお開きいただき、葬祭費でございますが、これは20人分として60万円計上しております。次に、4款の介護納付金でございますが、6千355万3千円としております。次に、22ページ、23ページをお開きいただき、5款の保健事業費でございますが、保健普及費につきましては、保健普及事務費として、水中運動教室や健康カレンダーに係る予算を計上しておりまして、288万2千円としております。次の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診に係ります予算を計上しておりまして、この中には引き続き計画をしております島大包括連携によります委託費用も含まれておりまして、全体を1千349万5千円としております。次に、6款の共同事業拠出金でございますが、高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、3千123万5千円、次に、24ページをお開きいただき、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、事務費拠出金と合わせ1億3千769万2千円としております。次に、9款の諸支出金の直

営診療所事業特別会計繰入金でございますが、特別調整交付金を直診会計へ繰り出すものとして631万5千円計上しております。次に、26ページ、27ページをお開きいただき、10款の後期高齢者支援金等につきましては、国保連合会の推計を参考に計上しております。事務費繰入金と合わせまして1億7千525万8千円としております。以上が邑南町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。続きまして、議案第55号、平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千万円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。まず、歳入でございますが、1款の診療収入につきましては、平成25年度の実績を参考に見積りまして、全体で2千508万9千円としております。次に、3款の一般会計繰入金でございますが、償還元金、償還利子、井原診療所の借地料、各診療所の運営費補てんとして、全体で4千761万9千円としております。次に、6ページ、7ページをお開きいただき、事業会計繰入金でございますが、議案第54号の国保会計予算でもご説明いたしましたが、特別調整交付金を国保会計から繰り入れるものでございまして、631万5千円計上しております。次に、8ページ、9ページをお開きいただき、歳出でございます。まず、1款の総務費でございますが、まず阿須那診療所の管理費につきましては、一般管理費、職員給与費、あわせまして3千416万円としております。井原診療所管理費につきましては、一般管理費でございまして、569万7千円としております。次に、10ページ、11ページをお開きいただき、日貫診療所管理費につきましても、一般管理費でございまして、389万2千円としております。次に、2款の医業費でございますが、これは各診療所におきます診療材料費は消毒綿などの消耗品で、薬剤費は医薬材料費、検査委託料は臨床検査委託に係る費用でございます。まず阿須那診療所医業費につきましては、診療材料費が60万円、薬剤費が1千440万円、検査委託費が55万6千円、合計1千555万6千円としております。井原診療所医業費につきましては、診療材料費が6万円、薬剤費が240万円、検査委託費が1万5千円、合計247万5千円としております。次に、12ページ、13ページをお開きいただき、日貫診療所医業費につきましては、診療材料費が6万円、薬剤費が108万円、検査委託費が1万5千円、合計115万5千円としております。次に、3款の公債費でございますが、元金を1千667万1千円、利子を7万6千円としております。以上が邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算の説明でございます。続きまして、議案第56号平成26年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7千400万円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。まず、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収につきましては、440万円増の8千600万円、普通徴収につきましては、14万円増の2千354万円、合計で1億954万円としております。次に、3款の保健事業委託金でございますが、広域連合からの特定健診等の委託料を217万3千円としております。次に、4款の繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、総務費などに係ります事務費繰入金を354万3千円、保険基盤安定繰入金を6千408万1千円、療養給付費負担金繰入金を1億9千450万円、合計で2億6千212万4千円としてお

ります。次に、8ページ、9ページをお開きいただき、歳出でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金につきましては、保険料負担金が歳入の保険料と同額の1億954万円、保険基盤安定負担金が歳入の保険基盤安定繰入金と同額の6千408万1千円、合計で1億7千362万1千円、療養給付費負担金につきましては、歳入の療養給付費負担金繰入金と同額の1億9千450万円としております。次に、10ページ、11ページをお開きいただき、3款の保健事業費でございますが、健診事業費といたしまして、255万2千円としております。以上が邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明でございます。以上3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第57号、平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきまして、ご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8千100万円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。第2条地方債につきましては、第2表地方債で説明いたします。第3条一時借入金の限度額につきましては、1億5千万円と定めるものでございます。第4条 歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4ページをお開きください。第2表地方債の簡易水道建設事業債の限度額を1億4千350万円とするものでございます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、対前年度比で大幅な増減があるものにつきまして説明いたします。2款1項 水道使用料につきましては、消費税増額分を見込んで2億1千203万6千円を計上しております。3款1項国庫補助金は、簡易水道統合事業や基幹改良事業に、5千208万6千円を計上しております。6ページをお開きください。7款1項 雑入では、対前年度で360万円の減額ですが、県事業の水道管支障移転工事費補償金の減額によるものでございます。8款1項町債は、1億4千350万円を計上するものでございます。8ページをお開きください。歳出でございますが、一般管理費は、簡易水道事業の公営企業法適用化に向けた資産調査や企業会計システム構築等の費用5千183万9千円を含め、1億7千436万2千円を計上しております。10ページをお開きください。2款1項簡易水道事業費は、簡易水道統合事業や基幹改良事業に1億6千582万3千円を計上しております。4款1項 公債費は、元金、利子合計で3億3千50万5千円を計上しております。以上でございます。続きまして、議案第58号、平成26年度邑南町下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明申しあげます。予算書の1ページを、お開きください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7千300万円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為で説明いたします。第3条地方債につきましては、第3表地方債で説明いたします。第4条一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるものでございます。第5条歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4ページをお開きください。第2表債務負担行為は、下水道等排水設備工事普及促進助成金に平成27年度から平成29年度の3年間、3.5%以内の利子補給をする

ものでございます。5ページをご覧ください。第3表地方債でございますが、生活排水処理事業債等4起債の限度額を2億770万円とするものでございます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、対前年度比で大幅な増減があるものにつきまして説明いたします。1項1款分担金でございますが、浄化槽整備20基を予定し、衛生費分担金を400万1千円とし、農林水産業費分担金、土木費分担金の合計で640万1千円を計上しております。2款1項 使用料につきましては、生活排水処理、農業集落排水、下水道使用料それぞれ消費税増額分を見込んで合計1億6千267万1千円を計上しております。6ページをお開きください。3款1項国庫補助金につきましては、浄化槽設置事業の補助金723万4千円を計上しております。6款2項他会計繰入金につきましては、前年度比で2千762万1千円増額の5億8千429万6千円を計上しております。8ページをお開きください。8款1項雑入につきましては、県道改良事業に伴います、農業集落排水污水管の支障移転補償費458万7千円を計上しております。9款1項 町債につきましては、2億770万円を計上するものでございます。10ページをお開きください。歳出でございますが、生活排水処理事業一般管理費は、6千531万5千円、事業費は、3千210万5千円を計上しております。12ページをお開きください。農業集落排水事業一般管理費は、施設機器の修繕等に対応するため、前年度比で2千773万7千円増額の1億2千515万7千円を計上しております。下水道一般管理費でございますが、1億1千142万円を計上しております。14ページをお開きください。公債費は、元金で4億8千574万円を計上しております。16ページをお開きください。公債費の利子でございますが、1億3千264万7千円を計上し、公債費は、元金、利子合計で、6億1千838万7千円の計上でございます。以上でございます。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 小林情報推進課長。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 議案第59号、平成26年度邑南町電気通信事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5700万円と定めるものでございます。2項につきましては後ほど事項別明細書で説明いたします。第2条歳出予算の流用でございますが、これは人件費に関する規定でございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをご覧ください。2歳入でございます。昨年度と大きく変わったものを説明させていただきます。最初に2款使用料手数料でございます。予算額2億2560万円で前年と比べ243万4千円の増でございます。インターネット加入が伸びたことと消費税の増によるものでございます。次に6ページをお開きください。6款繰入金1項 基金繰入金でございます。予算額27,600千円で26,056千円の増でございます。続いて2項、他会計繰入金でございます。予算額2億39万3千円で914万4千円の増でございます。これは共に、借入金償還額の増によるものが主な原因でございます。続きまして10ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費の一般管理費 予算額2億7352万2千円で前年と比べ549万1千円の増額でございます。また新規分として、13節の委託料の中におおなんケーブルテレビ業務委託費48,533千円を計上しております。12ページをお開きください。4款公債費でございます。予算額1億8181万円で2534万3千円の増額でございます。これは借入金償還額が本格化したことによるものでござ

います。以上、予算額合計4億5700万円でございます。 よろしく願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者の提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 請願文書表

●議長(山中康樹) 日程第7、請願文書表を議題といたします。本定例会までに受理した請願は、お手元に配布をしております請願文書表のとおりでございます。ここで、お諮りをいたします。請願第1号につきましては、教育民生常任委員会に、請願第2号につきましても、教育民生常任委員会に、請願第3号につきましては、産業建設常任委員会に、付託をいたしたいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号につきましては、教育民生常任委員会に、請願第2号につきましても、教育民生常任委員会に、請願第3号につきましては、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変、ご苦労さまでございました。

—— 午後3時48分 散会 ——